

平成27年3月6日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年3月6日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成27年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長より挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

今日からいよいよ3月議会ということで、予算も含めた重要な議案がたくさんあります。

どうか皆様方の慎重審議によりまして、有意義な3月議会となりますことを心から期待をしております。

よろしく願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成27年第1回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番金井浩三君、13番門瀧雄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

庄野議員。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

会期につきましては、本日より3月20日までの15日間とし、内容につきましては議長の方からよろしくお願いしたらと思います。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月20日（金）までの15日間とし、日程については、3月6日金曜日提案説明、7日土曜日から9日月曜日休会、10日火曜日一般質問、11日水曜日総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、及び連合審査会、12日木曜日建設産業民生常任委員会、及び連合審査会、13日金曜日～17日火曜日休会、18日水曜日から19日木曜日委員会の予備日と致

します。

20日金曜日議案審議、と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月20日までの15日間とし、先に言いました日程によることに決定致します。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より、現金出納検査執行状況報告、及び平成26年度定期監査結果報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、平成27年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

町長(丸尾 幸雄)

おはようございます。

本日、平成27年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成27年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、議員各位におかれましては、2月8日に執行されました町議会議員選挙におきまして見事当選されましたこと、改めて心よりお喜びを申し上げます。

皆様の培われてきた経験と叡智を結集していただき、ともに多度津町の元気で明るい未来を構築してまいりたいと念願するものであります。

さて、私ごとにつきましても、同じく2月8日に執行されました町長選挙におきまして、2期目の当選の榮に浴し、引き続き町長としての重責を担うこととなりました。

多くの町民の皆様から温かいご支援をいただいたこと、心よりお礼申し上げます。

私は1期目を通じて、みんなで多度津町を元気にする、そして生き生きと明るく元気に暮らせるまちづくりを目指すということを基本姿勢

として、公約に掲げた施策や事業に着手してまいりました。

この間、町民の皆様と対話を重ね、学校環境の整備や子育て支援、高齢者福祉や防災関連の諸施策を行ってまいりました。

また、観光や商業、農業、漁業の資産を活用した町の活性化策を実施しつつ、同時に行財政改革により、行政の効率化や財政の再建に努めてまいりました。

こうして1期目4年間で形として現れたものも少なくはありませんが、まだまだ緒に就いたばかり。

今後ますます具体化し、また発展させていく必要がある、というのが私の思いであります。

先日総務省の発表した2014年の人口移動報告によると、東京・埼玉・千葉・神奈川の、いわゆる東京圏を除くと、宮城・愛知・福岡以外の40道府県が転出超過となっており、東京圏への一極集中が継続しています。

香川県は、1,149人の転出超過となっており、今後もこうした傾向は続くものと思われ、日本創生会議の報告によると、このまま人口流出が続けば、25年後に多度津町の人口は20%の減少、20代、30代の女性は41%も減少するという試算となっています。

こういう流れを押しとどめるには、国の提案する有利な施策を活用しつつも、それに頼るのではなく、地方の創意工夫による独自の施策が必要であると思います。

今まで以上に町民の皆様や多くの方々の意見を伺い、叡智を結集して諸施策を実施する必要があります。

そうして今までの施策や事業をさらに発展させて、しっかりとした結果が現れてくるよう町政の運営に当ってまいります。

多度津町に住みたい、住んで良かったと思えるような町、誰もが安心して暮らせる町にする。

それが私の願いです。

以上、私の2期目に当っての所信の一端を述べさせていただきました。

今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

政府は、平成27年度予算において、経済対策はもちろんのこと、安倍政権が掲げる「地方創生」を重視する姿勢を鮮明にしました。

これは地方財政対策にも表れており、地方財政計画に地方創生に取り組むための必要な経費として「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上されております。

その他の地方財政は、消費税率が8%になった効果が通年で現れることや、国内景気が回復基調であることなどから、地方税収を37兆5千億円程度と見積もっています。

また、地方交付税は、税収の増加を前提としたことにより、0.8%減の16兆7千億円程度、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債については、19.1%減の4兆5,000億円程度と見積もっています。

このような背景のもと、本町の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、真に町民皆様のサービス向上に資する経費への財源の重点化を図り、事業の必要性や緊急性を見極め、効果的で効率的な予算配分に努めました。

歳入においては、その根幹である町税は、軽自動車税の増収を見込む一方、個人・法人住民税、固定資産税、都市計画税の減収を見込み、町税全体では前年度比約1億6,000万円の減額となる見込みです。

地方交付税は、特別交付税は前年度と同額と見込むものの、普通交付税は前年度比4,000万円の減額となる見込みです。

一方、歳出においては、多度津中学校改築事業のうち校舎部分が完了したことから、投資的経費は約14億円の減額と見込んでいます。

公債費についても約2,000万円の減額と見込んでいます。

しかし、豊原・白方小学校屋内運動場の耐震関連事業、町内幼稚園の改修工事に係る建設関連事業費の増額や、扶助費の増額などにより、財政調整基金を取り崩さざるを得ない厳しい予算編成となりました。

その結果、平成27年度一般会計予算案は、前年度比10.2%減の86億7,000万円、予算規模では9億9,000万円の減額となりました。

また、特別会計全体では、前年度比11.8%増の約68億2,000万円、全会計合計では、前年度比1.7%減の約154億9,000万円となっています。

次に、重点施策について、申し上げます。

1点目は、「元気なまち多度津町の創生」であります。

国において、地域住民生活等緊急支援のための交付金が決定されました。

本町におきましては、交付限度額5,800万円で、補正予算として、今議会に8,800万円を計上しております。

繰越事業として平成27年度には、積極的に住民皆様に喜ばれる施策を実行する考えであります。

また、国が進める地方創生により、多度津町総合戦略を策定いたします。

今後、少子高齢化、人口減少問題など直面する課題が多々あります。本町の特性を生かし、住民皆様が真に住みよい町、住んでみたい町を目指し、多くの方の意見を聞くなかで、「元気なまち多度津町」を目指し戦略を作り上げてまいります。

2点目は、「住民参画・住民協働のまちづくり」であります。

現在策定を進めております、第6次多度津町総合計画については、まちづくり委員会、まちづくり座談会を開催し、委員皆様から多くのご意見をいただきました。

それらを反映し、平成28年度から8年間の多度津町が目指す姿を作り上げてまいります。

また、例年行っております町政報告会、対話集会は、町民皆様の声を聞く貴重な機会と思っておりますので、引き続き継続してまいります。

3点目は、「災害に強い安全・安心なまちづくり」であります。

現在、本町におきましては災害に強いまちづくりを目指して、各種施策を進めておりますが、災害時における情報伝達手段として、防災行政無線システムの整備を行います。

完成後は、住民皆様への防災関連情報の迅速かつ的確な伝達、また平常時における防災あるいは行政情報の伝達も可能となるものと思われまます。

次に、自主防災組織の設立を推進いたします。

現在町内において、14団体、1686世帯が加入した自主防災組織が設立されています。

本町は幸いにも、平成16年の高潮災害以降、大きな災害を受けておりませんが、大災害時には共助として大きな力を発揮するものでありますので、組織の設立を推進してまいります。

また、今年度新たに見直しました多度津町地域防災計画により、近い将来発生が想定される南海トラフ大地震の対応のみならず、各種災害についての対応を図るため、関係する行政、民間機関と連携を強固にしてまいります。

4点目は、「町おこし等観光行政の推進」であります。

公共交通機関の玄関であるJR多度津駅は、1日約4,000人の乗降客がいます。

本町の活性化のためにも駅周辺の活性化が重要であります。

現在、JR四国が計画しておりますバリアフリー化と絡めて、災害時に緊急避難路としての「栄町地区緊急避難路整備事業」として、南北を

つなぐ跨線橋の整備を計画し、新年度予算には、実施設計費用を計上しました。

これを整備することで、町民の利便性、パーク&ライドのより有効な活用も図られるものと考えており、JR四国、香川県等と協議を進めます。

また、農産物などの6次産業化と特産物の町外発信、町観光協会の独立化などの施策を推進致します。

平成28年度に「瀬戸内国際芸術祭」の開催が決定され、前回同様に本町では高見島で開催されますが、高見島を新たな観光資源として町外の方が訪れるよう検討を進めます。

5点目は、「教育環境の充実」であります。

本町において、教育施設の耐震化は積極的に取り組んでまいりました。

現在、白方小学校普通教室棟の改築に向け検討を行っております。

平成27年度に実施設計を行い、平成28年度の完成を目指します。

また、豊原小学校体育館の大規模改修をはじめ各小学校体育館の改修を順次進めるほか、4幼稚園遊戯室にエアコン整備などを進め、教育環境の充実に努めます。

6点目は、「福祉の推進」であります。

町民皆様の健康を守るため、がん検診の自己負担額を従来半額とし、節目年齢の方については自己負担金を無料、また人間ドックの受診定員を増やすなど、町として受診率の向上を図り、町民皆様の健康を守ってまいります。

また、高齢者福祉、児童福祉など、これまでの様々な分野での施策については、引き続き着実に実施するとともに、若い世代の経済的な負担の軽減や、高齢者が生き生きと生活できる町を目指してまいります。

続きまして、主要な施策について、第5次多度津町総合計画の基本計画に則り、ご説明申し上げます。

第1は、「住みよい都市基盤の整備」であります。

まず、「土地利用の計画的推進」ですが、中心市街地の再生を図るために、町の玄関であるJR多度津駅周辺環境を充実させる観点から、重点施策でも述べましたが、老朽化した多度津駅跨線橋の架替えを早急に行います。

跨線橋が更新されることで、今後起きると予想される南海トラフを震源とする地震に備えるための避難通路、及び通学路としての安全性を

確保するとともに、架橋位置の変更に伴い、パークアンドライド利用者の利便性が図られ、さらなる利用促進が望まれるなど、今後駅周辺の環境整備の根幹をなすものと確信しております。

そして周辺の土地利用に関してもコンパクトな中心市街地形成の促進を図ることで、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指します。

「環境施策の推進」ですが、多度津町環境基本計画を指針として「生活環境」「廃棄物」「自然環境」「快適環境」「地球環境」並びに「環境教育及び環境保全活動」について基本目標を設定し、目標達成のため総合的かつ計画的に具現化し、推進しているところであります。

その中で「環境衛生の充実」につきましては、町民皆様のご協力により、ごみの分別収集は定着しているところですが、ごみの量はまだまだ多いため、町民および事業所等との連携を図り、ごみの減量化、再利用化、再資源化などの3R運動を推進し、また、生ごみ処理容器購入助成の活用なども推進します。

なお、今後も更にごみ減量化に努めてまいります。

地球温暖化対策として、町は第3次地球温暖化対策に基づき温室効果ガスの削減に努め、町民皆様のご理解を深められるよう啓発し、併せて新エネ、省エネの取り組みとして、住宅太陽光発電システム設置者に対して補助事業を継続します。

また、夏場には緑のカーテンの設置を引き続き実施するとともに、県との連携を図り、地域への緑のカーテンの普及を支援してまいります。

宅地の雑草駆除の対応、ごみの不法投棄や野焼き等の防止・啓発に努めるとともに、野良犬・野良猫の苦情や殺処分率の縮減対策として、平成27年度より町内で飼育している犬猫に対しての不妊去勢手術助成金を交付してまいります。

また、平成27年度には多度津町生活排水処理施設整備計画を更新し、下水道認可区域外での排水構想にて、合併浄化槽の普及を図っていき、環境負荷の軽減に努めてまいります。

行政改革大綱の中でのアウトソーシングの実施として平成26年度より可燃ごみ等について、ごみ収集運搬業務の民間委託を行ってまいりましたが、引き続き現業職員の減少に伴い、平成27年度においても不燃ごみ等の収集運搬業務について民間委託を行ってまいります。

また、町としても住民サービスの向上を図るため、平成26年10月より毎月第3日曜日に不燃ごみ及び資源ごみの受け入れを、リサイクルプ

ラザにて行っておりますが、なお一層周知に努め、継続してまいります。

「水道事業」につきましては、町民の皆様には「安全な水道水を安定して供給する」という水道事業管理者としての使命を果たすため、災害時を想定した、老朽施設の改修および老朽管の更新工事を計画的に行っております。

水道事業運営にあたっては、効率的、効果的な事業運営を行うため、さらなる経費の削減に努め、使用料金の収納率向上及び有収率向上に向けた取り組みを推進しております。

「下水道事業」につきましては、下水道事業計画区域内の汚水管渠の整備が完了し、今後は、各下水道施設の経年劣化による状況を適切に把握するとともに、順次、下水道施設長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新及び維持管理を行います。

なお、今後とも下水道事業運営の健全化を図るため、未接続家屋の下水接続に向けた啓発活動を行い、また、下水道使用料及び受益者負担金の収納率向上に努めてまいります。

「町営住宅」につきましては「多度津町町営住宅等長寿命化計画」に則り、老朽化した住宅の建替えや既存住宅の改修・修繕等を計画的に進めてまいります。

特に、既存住宅は老朽化に伴う修繕が増加しており、時期や手法を工夫しながら、効率的・効果的な修繕に努めてまいります。

「火葬場」は現在、順調に稼働しているところですが、施設の長寿命化を図れるよう計画的に改修・修繕を進めているところであり、平成27年度も引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

「墓地」につきましては、平成26年5月より葛原南墓地において、全区画の貸し付けを開始しました。

また、墓地を使用される皆様の利便性を確保する等、葛原南墓地をはじめとする町営墓地や地域墓地の適切な維持管理に努めてまいります。

「交通安全対策」について、昨年の町内の交通事故は、一昨年に比べて件数、負傷者数ともに減少しました。

しかし、残念なことに、昨年の2月に1件死亡事故が発生し、死亡事故ゼロは達成できませんでした。

県内では、今年になって死亡事故が相次ぎ、昨年に比べて死者数が大幅に増加しています。

私達も危機感をもって安全対策にあたらなければなりません。

関係機関や団体等と密接な連携をはかりつつ、町民の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めるとともに、交通安全施設の計画的な整備を行い、交通事故抑止に向けた対策を推進いたします。

次に、「消防・救急・防災体制の整備」であります。

地球温暖化が一因ともいわれる大型台風の発生など自然災害の大規模化が進む昨今、近い将来の発生が確実視されています南海トラフ巨大地震に備えるため、過去の大震災を教訓にしながら、「自助・共助・公助」を防災の基本理念として、地域防災力の要となる消防団の充実強化と自主防災組織の整備育成を図るとともに、企業や各種団体、更には一般住民が一体となった防災総合力を高め、「災害に強いまち」を目指してまいります。

その中で、永年の懸案でありました災害時に防災拠点施設となる消防新庁舎につきましては、関係各位のご理解とご協力をいただき、3月中には竣工予定ですので、4月の開庁に支障をきたさないよう移転作業を進めながら、新たな訓練施設を有効活用して消防職員並びに消防団員の資質向上に努めてまいります。

また、「情報通信体制の確立」、「相互応援体制の強化」、「大規模災害への迅速な対応」などの諸課題を解決するため、定住自立圏構想の取り組みの中で「デジタル消防・救急無線設備」を共同整備し、丸亀・善通寺・多度津町の2市1町管内での119番通報を新たに整備した「中讃消防指令センター」で一括受信する「消防通信指令事務」の共同運用を、昨年4月から開始しましたので、近隣消防本部との協力体制を緊密なものにしてまいります。

さらに、消防行政の重要課題である「住宅防火対策」につきましては、火災による死傷者を減らし、被害を軽減させるため、婦人防火クラブとも協調して「住宅用火災警報器」の普及を促進することと合わせて各種訓練や講習会を通じて、町民の防火意識の高揚を図ってまいります。

一方、急速な少子高齢化の進展を背景に、増加傾向が続く救急事案に対しましては、救命率を向上させるため薬剤投与や気管挿管が可能な認定救命士を育成し、また、救命士資格取得後も継続して再教育を行うなど関係機関と連携して救急業務の高度化を推進してまいります。

水防関係では、台風や集中豪雨などによる浸水被害の解消に向け、公共下水道事業計画の雨水計画に基づき、本年度より雨水幹線施設の整備に取り組んでまいります。

「交通ネットワークの整備」であります。

「離島航路」につきましては、定期船のほか渡海船も航路助成の対象となり、定期船「新なぎさ」の更新に向けての計画についても検討を重ねており、島民の利便性向上にこれからも取り組んでまいります。離島救急患者輸送費補助、並びに島嶼部航路運賃助成については、引き続き行ってまいります。

「情報化の推進」につきましては、町の活性化に寄与するものであるバナー広告掲載について、広告料の改定を行いました。今後も行政サービスの向上と、より効率的で、安全・安定性の高いシステムの維持とともに、新しくなったホームページのコンテンツを充実させてまいります。

第2は、「人にやさしい社会づくりの推進」であります。

まず、「保健・医療」であります。

「福祉医療」につきましては、平成26年度からのこれまでの乳幼児医療費助成制度と子育て支援医療費助成制度を統合・拡充し、新たに「乳幼児等医療費助成制度」として、中学校卒業までの外来を含めた医療費助成を開始いたしました。

今後も財政状況を考慮しながら、また、近隣市町の動向を見ながら制度の拡充に努めてまいります。

「国民健康保険」につきましては、平成30年度に、都道府県が保険財政の運営主体となって中心的な役割を担うことが決定されたところですが、保健事業など市町が主体となる業務は残ることとなり、本県においても、県及び本町を含む代表市町とでワーキンググループを設置し、移行に向けた検討会が開催されております。

今後、国における制度設計を踏まえながら、緊密な協議を重ね、本町の被保険者にとりまして、より良い制度となるよう努めてまいります。

一方、本町の国民健康保険は医療費の増加により、財政的にはさらに厳しさを増しています。

医療費の抑制を図り、安定した財政運営を継続するため、特定健康診査や特定保健指導の推進、重症化の予防、レセプト点検の徹底、ジェネリック医薬品の普及啓発等、様々な施策を展開してまいります。

「後期高齢者医療制度」につきましては、対象者が増加し、一人当たりの医療費も増加しています。

厳しい財政運営が懸念されるところではありますが、引き続き、香川県後期高齢者医療広域連合や香川県、県内市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

次に「保健衛生」についてであります。

母子保健の充実につきましては、「こんにちは赤ちゃん事業」などの従来の事業を継続し、妊娠期から子育て期まで、妊婦、産婦、子育て中の母親の悩みや育児不安に対し、助産師による専門相談窓口を開設するなど、相談支援体制を強化し、心身ともに安心して妊娠・出産・子育てができるよう努めてまいります。

また、平成26年度より実施した5歳児健康診査については、初年度の反省や課題をふまえ、健診後の支援体制や関係機関との連携をより強化し、子育て支援並びに就学支援に繋がるよう取り組んでまいります。

健康増進事業につきましては、生活習慣病予防や健康づくりなどの一次予防を推進し、健康の維持増進と疾病の予防・早期発見に努めます。

がん対策としまして、国の「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診受診率の向上とがんの早期発見に向けて、全てのがん検診の自己負担金を従来の約半額とし、節目年齢の方の自己負担金を無料といたします。

併せて人間ドックの実施機関を増やし、町民の方のニーズに沿った受診しやすい体制整備と積極的な受診勧奨に努めてまいります。

また、多度津町健康づくり計画・健康たどつ21及び多度津町食育推進計画の見直し年度となっており、健康寿命の延伸に向け、ロコモティブシンドロームの予防対策や歯と口腔の健康づくりを施策に加え、各種団体や企業等と協力・連携しながら検討協議してまいります。

感染症対策の推進につきましては、世界的な大流行をもたらす新型インフルエンザにおいて、平成26年度に作成した「多度津町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、未発生期での予防啓発と体制整備に努めてまいります。

次に、「高齢者福祉の充実」であります。

総人口は減少する一方で、高齢者人口及び高齢化率は伸び続けており、本年1月1日現在、7,080人、高齢化率は、29.9%で、75歳以上の高齢者は、15.1%を占めています。

「高齢者がいきいきと活動できるまち」を目指し、生きがいや交流活動、仕事などに持てる力を十分発揮できるような環境づくりのため、老人クラブ・シルバー人材センター・社会福祉協議会等と協力連携を図ります。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯数の増加や認知症高齢者の増加を踏

まえ、地域住民がともにささえあい、助け合いながら、ともに生きる心ふれあう福祉コミュニティを目指します。

次に「介護保険事業」であります。

高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者の増加により介護サービス給付費の大幅な増加が見込まれます。

安定した介護保険サービスを継続的に提供していくために「第6期介護保険事業計画」に基づき、制度の適正・円滑な運営を図ります。

また、介護が必要になっても地域で自分らしい暮らしができるように、「住まい」「介護・医療・予防」「生活支援・福祉サービス」が一体的に提供されるしくみづくりを推進してまいります。

「地域包括支援センター」は、地域に密着した高齢者の総合相談窓口となり、介護予防、認知症等サポーター養成、虐待や権利擁護事業等の支援事業を展開しています。

本年から、「認知症予防教室」等を開催し、認知症施策の充実を図ります。

次に、「障害者福祉の充実」であります。

この3月には町の障害福祉における実施計画である、「第4次多度津町障害福祉計画」を策定し、27年度から本計画に基づいた障害福祉施策を実施してまいります。制度についての周知と説明を徹底し、利用者のニーズにあった必要なサービスを適切に確保提供できるよう努めながら、障害者福祉の向上のための施策を推進してまいります。

次に、「子育て支援の充実」であります。

新たに施行される子ども・子育て支援法に基づき、この3月に新たに「多度津町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

本計画を踏まえて引き続き、保育所への入所利用機会の確保、子育て支援事業の推進など、積極的に実施してまいります。

保育所につきましても、新制度施行による保育の質改善に伴う国の単価の見直しによる費用負担の増が、本年度より見込まれますが、子育て支援の観点から保育料については利用者負担への影響を抑えて設定するとともに、引き続き第3子以降4歳未満児の保育料免除などの支援制度を実施してまいります。

利用者への負担は、引き続き国の徴収基準の6割以下に抑制される見込みであり、今後とも子育てのしやすいまちに向けて、適切な負担割合の維持を図ってまいります。

次に、「生活福祉の充実」であります。

昨年4月からの消費税率の引き上げの影響を緩和するための国の施策

である「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」が、本年度も額が変わるものの支給される予定となりました。

本年度も周辺他市町と足並みを揃えつつ、速やかな支給に努めます。

第3は、「豊かな心を育てる教育と文化の創出」であります。

本年度は、地方教育制度の改革により、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることとなり、教育委員会制度が大きく変容する年です。

本町においても、総合教育会議を設置するなど、新体制への準備を進めていく中で、豊かな心を育てる教育と文化の創出に努めてまいります。

次に、「幼稚園・学校施設の耐震化」であります。

学校施設は、災害時における地域住民の緊急避難場所であり、これまで町内小学校の校舎及び体育館の耐震補強工事を実施するなど、耐震性の確保に努めてまいりました。

平成26年度は、多度津中学校の校舎・体育館の改築工事及び四箇幼稚園の耐震補強工事を実施したところです。

引き続き、四箇幼稚園庇部分の耐震補強工事や白方小学校普通教室棟の改築工事実施設計を進めてまいる予定となっております。

また、中学校につきましては、平成27年度に運動場、駐輪場及び外溝等の整備を行い、全事業を終了する予定で、来年4月から使用する運びとなっております。

なお、現在使用している校舎につきましても、平成27年度中の解体を予定しております。

また、各小学校体育館の非構造部材の耐震化、いわゆる天井部分の撤去工事につきましては、順次行っていくよう進めてまいります。

工事実施にあたっては、1施設につきまして数ヶ月かかることから、使用されている団体の方にご迷惑をかけることとなりますが、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

「幼稚園・学校教育」につきましては、各学校・園においてより一層の研究を進め「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などへの対応を図ってまいりました。

平成27年度も引き続き、支援を必要とする幼児・児童・生徒が在（園）するクラスに「特別支援教育支援員」を配置するなど、学校（園）さらには関係機関との「連携」を大切にしながら教育関連施策を推し進めてまいります。

子どもに「生きる力」を育成するためには、いわゆる「学校力」が必

要であり、これまで学校の人的な環境と物的な環境づくりの充実に努めてまいりました。

これからも、学力の二極化、規範意識を中心にした社会性の育成、そして、多様化する子どもへの対応についてなどの教育課題を的確に受け止め、その解決に努めてまいりたいと考えております。

先ず、学力については、習熟度別学習・ティームティーチングなどの指導形態を確立し、実効性のある取組とするため、引き続き、少人数加配の活用はもちろんのこと、町単独でも「学力向上支援員」を配置します。

また、今後のグローバル化する社会で駆使できるコミュニケーション能力の涵養をめざすため、中学校だけでなく、小学校においても外国語指導助手を継続配置し、ネイティブの英語にふれる機会を確保します。

次に、社会性の育成・多様化する子どもへの対応については、中学校においては、法務監を配置し、安心・安全な学校づくりの一翼を担ってもらいます。

同時に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを継続配置し、学校における相談機能の充実に努めます。

また、多度津町の歴史や文化にふれる体験を通して心を育てることができるよう地域の有能な人材を学校において活用できるよう支援します。

さらには、平成25年度から2年間にわたる文部科学省委託事業であった、「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」の研究成果を踏まえた、指導内容と教職員の資質向上の機会の充実に努めます。

人と人のかかわりを大切にする教育が展開できるよう今後とも人的な環境整備を進めてまいります。

また、幼・小・中の情報システムを整備し物的な環境を充実させ、校務の効率化を図り、教育の起点でもある教職員と子ども、子ども同士のふれあう時間の確保に努めます。

一方、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図っていくため、地元の生産者の方々「ひまわりの会」が生産した安全・安心な旬の新鮮な野菜などを使用した学校給食の充実に努めてきたところです。

今後も、生産者の顔が見える活きた教材を活用した「食育」をより一層推進してまいります。

併せて、次代を担う心豊かでたくましい子ども育成・教育環境の向上の観点から、将来性も踏まえた通学区域の見直しについては、多度津

町内4地区の将来的な人口推移等をも踏まえながら、町全体における4校区間相互の適正な通学区域について、引き続き検討を進めてまいります。

「青少年の健全育成」につきましては、少年育成センターを中核にししながら、職員・補導員との連携をとり、情報や問題点の共有化を図りながら、指導体制の充実に努めてまいります。

さらに、家庭や地域社会、関係団体の理解や支援など、地域全体が一丸となった対応が不可欠であると考えております。

また、本町4小学校の児童や高齢者の方々との異世代・異年齢間での3日間の共同生活や交流活動である「わんぱく寺子屋」を、本年度も実施し、心身ともにたくましい、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

「青年教育」につきましては、新成人で組織する「成人式プロジェクトチーム」を中心とした企画で成人式を1月に実施しているところですが、引き続き同時期に、新成人としての自覚を高める式となるよう工夫してまいります。

「家庭教育」につきましては、学齢期の保護者だけでなく、就学前の子どもを持つ保護者を対象に、早期から家庭教育や子育ての仕方についての情報提供や学習機会を持つことで、積極的な啓発を実施してまいります。

「スポーツの振興」につきましては、5月には17回目の参加となる「チャレンジデー」をはじめ、「町民あるけあるけ大会」や「さくらプール」の愛称を持つ温水プールにおいて開催する各種教室を実施することにより、生涯を通してスポーツが楽しめる環境づくりや、スポーツ団体、指導者の育成に努めてまいります。

「芸術・文化」に接する機会を設けるため、図書館では、親子読書会や読み聞かせ会などを積極的に開催することと併せまして、「林求馬邸」などの町文化財の保存及び啓発活動に努めてまいります。

公民館では、地域学習及び交流活動の拠点として、芸術祭、芸能文化祭、地区文化祭などの充実に努めてまいります。

本年4月から「サクラートたどつ」と命名した町民会館では、これまで以上に、多様な芸術鑑賞の機会を提供し、また、資料館では、魅力あるテーマ設定と企画展の開催をめざしてまいります。

次に、「国際化への対応と交流活動の展開」であります。

平成24年から2カ年にわたって地域の選定を含めた新たな交流のあり方について検討を行ってまいりましたが、いまだ新たな方策が見出さ

れないままとなっています。

今後とも、町国際交流協会との間でより詳細な調整を進めてまいります。

第4は、「活力あふれる観光と産業の創造」であります。

まず、「農業振興」であります。

政府におきましては「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるという基本的な考え方のもと、国内外の需要の拡大、収入増大の取組の推進、生産現場の強化、農村の多面的機能の維持・発揮の4つの柱を軸に農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指した政策を展開しています。

本町におきましては、このような政府方針を踏まえ、様々な施策に取り組んでまいります。

昨年4月に創設された香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

耕作放棄地につきましては、オリーブの栽培面積の拡大を軸に発生防止・解消に取り組むとともに、オリーブをはじめとする本町農産物の6次産業化を推進し、商品開発や販路拡大等が図れるよう必要な支援を行ってまいります。

また、経営所得安定対策の見直しにより、コメの直接支払交付金や米価変動補填交付金は廃止され、ゲタ・ナラシ対策も対象者を限定して実施されることとなります。

新規就農者や認定農業者への支援を継続するとともに、農業経営の法人化を推進し、施設整備や機械導入等に係る補助金の利活用を図る等、多様な担い手の育成・確保に努めてまいります。

さらに、昨年創設された多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着を図り、取り組む組織・面積の拡大に努め、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進してまいります。

被害の拡大が懸念されるイノシシ等の鳥獣被害につきましては、侵入防止柵の設置や鳥獣の捕獲頭数の拡大を図る等、効果的な被害防止策を講じてまいります。

「水産業の振興」につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足等が続いていることから、本町の水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

昨年度、近隣市町・漁業協同組合で構成する「地域水産業再生委員会」では、漁業収入の向上と漁業コストの削減が図れるよう「浜の活

力再生プラン」を取りまとめたところであります。

香川県・香川県水産振興協会等関係団体との連携を強化し、様々な施策を講じてまいります。

また、カワウ食害対策事業やカキ・フグ等の養殖事業、ベラ・アイナメ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、「おさかな学習会」や「ぴちぴちとれたて市」での魚食の普及等、引き続き、地域の特性を生かした水産業の振興を図ってまいります。

さらに、淡水魚につきましても、養殖等に係る支援を引き続き実施し、桜川への淡水魚の放流事業等による環境美化にも努めてまいります。

次に、「商工業の振興」であります。

昨年末、地域の実情に配慮しつつ、消費を喚起することや、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すこと等を重点に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定されました。

本町では、地域の活性化の一環として、昨年末にプレミアム付商品券を発行したところですが、本年度も国の交付金を活用し、多度津商工会議所の協力のもと、規模を大幅に拡大して発行することとしています。

本町での消費行動が活発になるよう、多くの住民の皆様に活用していただきたいと思っております。

地方創生の実現には、販路開拓や新製品の開発等、町内事業者の皆様との積極的な取り組みが必要であり、国の交付金や補助金の活用等、支援・協力を強化してまいります。

また、「中讃勤労者福祉サービスセンター」と連携した中小事業者の福利厚生制度の充実、セーフティネット保証や中小企業融資制度の活用による事業者への支援等につきましては、引き続き、実施してまいります。

「観光」につきましては、各種メディアへの情報発信を強化し、夏まつり・花火大会やさくらまつりをはじめとするイベント情報の提供や本町の様々な観光資源の掘り起こしやPRに努めてまいります。

また、本町ホームページにおける観光ページを刷新するとともに、より自由度を増し、様々な情報発信ができるよう町観光協会のホームページの開設を目指し、準備を進めてまいります。

さらに、2市3町で構成します定住自立圏やさぬき瀬戸大橋広域観光協

議会におけるパンフレット作製やキャンペーン活動、高松空港内の「空の駅かがわ」における本町の特産品等の紹介等、広域的な取り組みを積極的に進めてまいります。

昨年9月に瀬戸内国際芸術祭2016の開催が正式決定し、本町は前回に続き、高見島での開催となります。

県実行委員会をはじめ、関係団体と緊密な連携を図り、前回以上の賑わいが創出できるよう準備を進めてまいります。

第5は、「時代にふさわしい行財政への変革」であります。

まず、「男女共同参画社会の形成」についてであります。

平成22年度に策定しました「たどつ男女共同参画プラン」の見直し年度に当たり、平成28年4月から5ヵ年計画とし、男女共同参画における社会生活を取り巻く変化も踏まえ、家庭や地域、職場などあらゆる分野において、男女がともに個性と能力を生かせるまちづくりを推進するための計画策定に取り組んでまいります。

次に「人権の確立・尊重」についてであります。

同和問題をはじめとして、障害者・高齢者・女性・子ども等の様々な人権問題の速やかな解決に向け、住民一人ひとりが、自分自身の課題としてとらえ、人権意識を高められるよう積極的な人権啓発と教育に取り組み、差別のないまちづくりを進めます。

土地差別調査事件や戸籍等個人情報不正取得による売買事件が発生しており、引き続き「登録型本人通知制度」のきめ細かな住民周知を行い、登録者の増加に努めます。

「コミュニティ（地域社会）の育成」については、自然災害への対応、犯罪の未然防止、子どもたちや高齢者の見守りなど、「コミュニティ（地域社会）の育成」は日に日に重要度を増しています。自治会や自主防災組織をはじめとする基礎的組織が、主体的に地域活動に取り組めるよう、コミュニティ助成事業などを活用しながら支援や啓発に努めてまいります。

最後に、「時代にふさわしい行財政の推進」であります。

行政改革については、昨年2月に策定した「多度津町行政改革大綱」に基づく取り組みを行っており、今後も1年ごとに「行政改革実施計画」を作成して成果を確認し、さらなる行政改革を進めてまいります。

また、空き家対策や移住・定住対策、更には少子化対策や多度津高校との連携など、地域の活性化に向けても継続して取り組んでまいります。

広域行政については、定住自立圏域と協定書を締結した地域の大学とも、引き続き連携をとってまいります。

財政改革につきましては、平成24年度に見直しを行った、「多度津町中期財政計画（平成25年度～平成29年度）」に沿って財政運営を図り、適切な収支の見通しを立ててまいります。

また、新たな財源を生み出す施策としまして、町有未利用地の貸付けや売却、土地開発公社が所有する土地の利活用、さらには企業誘致の推進に積極的に取り組んでまいります。

「財政健全化判断比率等の4指標」につきましては、平成25年度決算に係る実質公債費比率が11.7%と前年度比1.1%改善されました。

また、将来負担比率については、108.5%と前年度に比べて33.1%改善されましたが、今までのような大幅改善は見込めなくなってきました。

また、依然として県内では一番高い水準となっており、引き続き、これらの指標には細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営の維持に努めてまいります。

以上、私の町政に臨む所信を申し述べました。

役職員一同が心をひとつに、本町の目指すまちづくり像。

「せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち」の実現に向け、努力を重ねてまいります。

議員皆様並びに町民皆様におかれましては、現下の諸情勢をご賢察いただきまして、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成27年度の施政方針についてを終わります。

ここで、少し休憩をはさみます。

15分ほど休憩して、10時20分に再開をしたいと思います。

よろしく願い致します。

休憩 午前10時07分

再開 午後10時22分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号 多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第1号 「多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）」の制定について、提案説明を申し上げます。

第3次地方分権一括法により、介護保険法が改正され、従来、厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業所の人員、運営等の基準と、地域包括支援センターの包括的支援業務に係る人員等の基準を市町村の条例で定めることとなったため、本条例（案）を制定しようとするものです。

条例（案）の内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条で介護予防支援等の事業区分の定義を、4ページの別表第1の左側に記載されている内容に定めようとするものです。

第3条で、各事業の基準を別表第1の右側に記載された内容に定めようとするものですが、2ページをご覧ください。

同条第2項で、従業者、設備、会計等の記録保存については、別表第2に記載されたように、厚生労働省の2年から5年に変更し定めようとするものです。

第4条から第8条にかけては、その他の運営に関する基準を定めようとするものです。

また、第9条で委任に関することを定めようとするものです。

附則として、この条例（案）は、平成27年4月1日より施行しようとするものです。

以上で、議案第1号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い致します。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第2号、多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課主幹 氏家君

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

おはようございます。

それでは、議案第2号、多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び香川県歯と口腔の健康づくり推進条例により、町における歯科口腔保健の推進に関する責務が謳われたことに伴い、この条例を制定しようとするものでございます。

第1条で、町民の歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康の保持増進に寄与することを目的として定めるものでございます。

第2条で、歯と口腔の健康は、健康寿命の延伸に欠くことができないものであり、町民一人ひとりや地域が、歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進するなどの、基本理念について定めるものでございます。

第3条及び第4条で、基本理念を推進する為の、町及び町民の責務について定めるものでございます。

第5条及び第6条並びに第7条で、基本理念を推進する為の、歯科医師等の役割、及び、保健、医療、福祉、教育等に携わる者、並びに事業者の役割を定めるものでございます。

第8条で、歯科口腔保健を推進する為の、基本的施策の実施について定めるもので、(1)から(6)までの基本的施策を計画的に実施するものとし、その計画については、多度津町健康増進計画に盛り込むものでございます。

第9条で、財政上の措置について定めるものであり、第10条で、委任事項について定めるものでございます。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

それでは、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の制定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成27年4月1日以降に新たに就任する教育長の身分が特別職となりますが、従前同様に職務専念義務が課せられるため、条例の制定が必要となり、議会の議決を求めるものでございます。

第1条で、「目的」として、「教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を規定する」としております。

また、第2条で「職務に専念する義務の免除」について、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他教育委員会が定める場合と規定しております。

なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではありますが、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)の制定についてを終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第4号から議案第6号までの3議案につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

この法律の規定によりまして、教育委員会の代表者である教育委員長

と事務の総括者である教育長を一本化した新「教育長」が設置されることとなります。

これを受けまして、経過措置規定を設けた上で、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。まず、3ページをご覧ください。

旧の別表第1下線部分、教育委員会委員長と年額228,000を削除し、教育委員会委員の報酬額の欄 〃 197,000を新の下線部分、年額197,000に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、この条例の施行の際現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするものです。

附則第3項では、前項の場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有するものと定めております。

続きまして、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

議案第4号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定によりまして、平成27年4月1日以降に新たに就任する教育長の職務上の身分が特別職となり、地方公務員特例法から教育長の給与等に関する条項が削除され、常勤の特別職の職員の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法の根拠となる地方自治法第204条に教育長の規定が新たに追加されました。

これを受けまして、経過措置規定を設けた上で、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

旧の下線部分、第1条中、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第

17条第2項を、新の下線部分、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条に改めようとするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、この条例の施行の際現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするものです。

附則第3項では、前項の場合においては、法附則第9条の規定に基づき、この条例による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有するものです。

附則第4項では、前項の場合においては、旧条例第1条中「第17条第2項」とあるのは、「第16条第2項」と読み替えるものと定めております。

続きまして、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

本町におきましては、従前からの経緯を踏まえ、人事院の平成26年8月7日付け「職員の給与に関する勧告」及び香川県人事委員会の平成26年10月14日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」による給与制度の総合的見直しの趣旨を尊重するとともに、県や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮し、人事院勧告に準じ平均改定率2%減額するよう改正しようとするものでございます。

改正条例第1条は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年多度津町条例第21号）の一部を改正しようとするもので、1ページから5ページまでは、別表第1（第3条関係）といたしまして、給料表の改定でございませう。

改正内容につきましては、新旧対照表により、

ご説明させていただきます。8ページから13ページをご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の下線部分、2級の13号給から125号給まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号級から93号級まで、6級の1号級から85号級まで、給料月額を減額改定しようとするものでございます。

それぞれ、200円（0.1%）から16,700円（4.0%）の引き下げとなっ

ています。

再任用職員につきましては、新の下線部分、400円（0.2％）から6,300円（2.0％）の引き下げとなっています。

続きまして、6ページをご覧ください。

改正条例第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年多度津町条例第2号）の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

新の下線部分、附則第6項中、「その者の受ける給料月額」の次に「（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（今回の改正後の条例）附則第3項から第5項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日においてその者に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額）」を。

次に、15ページをご覧ください。

「（規則で定める職員を除く。）には」の次に「、平成30年3月31日までの間」を「その差額に相当する額」の次に「から、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の2を乗じて得た額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（その額が3万円を超える場合にあっては、3万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、加えたものです。

6ページにお戻りください。

附則としまして、附則第1項において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、切替日前の異動者の号給の調整について定めています。

附則第3項は、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において適用されていた給料表の給料月額欄に定める額に達しないこととなるものには、平成

30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するものです。

附則第4項では、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給するものです。

附則第5項では、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給するものです。

附則第6項では、附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する一般職の職員の給与に関する条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とするものです。

附則第7項では、前5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第4号から議案第6号までの3議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、多度津町行政組織条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第8号、多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

議案第7号及び議案第8号について、一括して提案説明申し上げます。

まず、議案第7号、多度津町行政組織条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、予定価格が130万円を超える工事及び委託業務、80万円を超える物品購入については、従来担当課で入札を行い、契約業者

を決定しておりましたが、執行の公平性及び事務省力化を目的に、総務課へ一元化することによる改正でございます。

改正内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第3条総務課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に、第5号契約に関する事項を加えるものでございます。

1ページをお開きください。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号、多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職に位置づけられることから、改正を行うものでございます。

改正内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第1条中、「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改めるものでございます。

1ページをお開きください。

なお、附則といたしまして、第1条、この条例は平成27年4月1日から施行するとし、第2条で、条例施行の際、現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての在任中に限り、従前の例により在職するものとする、経過措置を設けるものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第7号及び議案第8号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第9号、多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第10号、多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

政策企画課長、岡部君

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第9号、多度津町企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成、及び活性化に関する法律、第10条、第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定について、につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、昨年3月に標記の条例を制定いたしました。町内に所在する工場立地法における特定工場及び、多度津山、町有地にも準則を適用させるため、第3条の表中、区域の範囲に、各区域を追加する改正でございます。

4ページの新旧対照表をお開きください。

第3条の表中、左側下線部の区域の範囲として、大字南鴨字糺の内200番1、桜川二丁目の内甲174番2他、大字葛原字八幡の内1642番、1655番、字平田の内1845番7他、大字桃山の内227番1、大字青木字転石の内951番7、大字東白方字奥谷の内22番7、38番19を追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号、多度津町企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び、活性化に関する法律第10条、第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

ひき続きまして、議案第10号 多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきます。

本条例は、本町における工場の立地を支援し、産業の活性化及び、雇用機会の拡大を図ることを目的として制定いたしておりました。

今回の改正は、適用工場として指定を受けるための、「面積用件」及び「雇用者数用件」等が、近隣市町と比較して厳しいために、適用要件を緩和し、町内への工場の新設・移転を促すために改正しようとするものです。

主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

3ページをお開きください。

まず、本条例の適用範囲を明確にするために、「工場等」の字句を全て「工場」に改めるものでございます。

次に第1条中、「本町における産業」を「産業」に改めるものでございます。

続きまして、第2条第1項第1号「土地建物、機械装置、工具等を設備し、常時従業員を使用して製造を行う施設の事業に供する設備をいう。」を「製品を製造又は加工する目的のために土地、建物、設備、労働力等を合理的に配置した場所をいう。」に改めるものでございます。

また、同項第3号中に「不動産登記簿上の」の字句を追加し、取得土地の面積要件として「5,000㎡」を「3,000㎡」に改めるものでございます。

4ページをお開きください。

第3条中、適用工場指定の雇用者要件を、「15人を超えることとなり」を「5人以上であり」に改めるものでございます。

次に、第4条として、見出しを「指定の期間」とし、条文に「前条に定める適用工場としての指定期間は、指定を受けた日から3年間とする。」を加えるものでございます。

それに伴いまして「第4条」を「第5条」とし、以降、1条ずつ繰り下げとなる条ずれを整備いたします。

また、旧第4条第1項中、「前条」を「第3条」に改め、「予算の範囲内で」を削除し、同条第2項中、取得土地奨励金交付の処理期間を「30日」から「90日」に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

旧第7条第2項の「取得土地奨励金決定通知書（様式第1号）」及び、同条第3項の「取得土地奨励金請求書（様式第2号）」の交付事務関係を、その他、必要な事項を定めております、「多度津町工場誘致条例施行規則」に振り替えるため、第2項及び第3項を削除するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号、多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

議案第9号、議案第10号について一括して提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議の程を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第11号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第12号、多度津町介護保

険条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第11号、第12号を一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第11号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてですが、子ども・子育て支援法の一部が施行されることにより、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の根拠となる法令に変更を生じるため等の理由により、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、2ページの新旧対照表によりご説明いたしますので、ご覧ください。

第1条で、児童福祉法の規定による特別な支援を必要とする子どもに対する措置を継続しながら、子ども・子育て支援法の規定による新しい制度を本条例の目的に加えようとするものです。

1ページの下段をご覧ください。

附則として、この条例は、法の施行の日から施行しようとするものです。

以上で、議案第11号についての提案説明を終わります。

次に、議案第12号、多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてですが、介護保険は、介護保険法の規定により、3年ごとに事業計画を策定する中で、第1号被保険者の保険料の見直しを行っております。

それにより、今回、第6期事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度の保険料の改定をしようとするものです。

併せて、介護保険法の改正により、保険料の所得段階の変更、保険料以外の財源による所得の低い方に対する保険料の軽減、及び地域支援事業の新しい制度への移行時期を定めようとするものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2条第1項で、保険料の対象となる年度を改め、同項第1号から第9号で、法の改正により、保険料の所得段階を6段階から9段階に改め、第6期事業計画により算出された基準額を基に、それぞれの所得段階別の保険料額に改めようとするものです。

4ページをお開きください。

同条第2項で、所得の低い方の保険料の軽減を規則で定めようとする

ものです。

第4条第3項は、保険料の賦課期日後に第1号被保険者が被保護者や要保護者になった場合の保険料額を規定したのですが、所得段階が6段階から9段階になることにより、同項を改めようとするものです。

1ページ下段をご覧ください。

附則として、第1条で、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

2ページをご覧ください。

第2条で、改正後の保険料の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例にしようとするものです。

第3条は、地域支援事業の新しい制度への移行時期を定めようとするもので、第1項から第3項で、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策推進事業、及び生活支援体制整備事業の3つの事業を町長が定める日の翌日から実施をしようとするものです。

以上で、議案第11号、第12号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

消防長、前原君

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

それでは、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、並びに議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についての3議案につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

はじめに、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定についてでございますが、昨年より建設してまいりました新しい消防庁舎が、このたび完成し、移転することに伴いまして、消防組織法第10条第1項に基づいて規定されています本条例の

「消防本部の名称及び位置」につきまして所要の改正を行おうとする  
ものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしくお願ひします。  
アンダーラインを引いた箇所が今回改めようとする箇所でございます。

2ページをお開きください。

第3条、「消防本部の名称及び位置」のうち、その位置につきまして、  
現行の「多度津町本通三丁目1番33号」を、移転先であります  
「多度津町大字青木951番地8」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行し  
ようとするものでございます。

続きまして、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を  
改正する条例（案）の制定についてでございますが、この議案も新し  
い消防庁舎が、このたび完成し、移転することに伴いまして、同様に  
消防組織法第10条第1項に基づいて規定されています本条例の消防署  
の「位置、名称及び管轄区域」につきまして所要の改正を行おうとす  
るものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしくお願ひします。  
アンダーラインを引いている箇所が今回改めようとする箇所ござい  
ます。

2ページをお開きください。

第2条、「位置、名称及び管轄区域」のうち、その位置について現行  
の「多度津町本通三丁目1番33号」を移転先であります「多度津町大  
字青木951番地8」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行し  
ようとするものでございます。

引き続きまして、議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する  
条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。  
今回の改正は、旧準則であります「消防団員の定員、任免、給与、服  
務等に関する条例（例）」の一部改正に伴いまして、本条例の所要の  
改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたしま  
す。

アンダーラインを引いた箇所が、今回改正しようとする部分でござい

ます。

まず、2ページの上段部分をご覧ください。

第3条の見出しを「任命」から「任用」に改め、第3条を「消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。」と字句を改めようとするものでございます。

同条第1号では、全国的に消防団員不足の解消が課題となっておりますことから、消防団員の任用要件を緩和するため、「当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」と任用要件を改め、居住するものだけでなく勤務する者、通学する者も任用が可能になることとしております。

また、同条第2号では「年齢18歳以上の者」と改め、任用時の上限年齢「45年未満」を削除して、高齢化しています島嶼部の実情にも合わせることでございます。

同条第3号では、「志操堅固で、かつ、身体強健な者」と改め、現行の第2号及び第3号をまとめたものにしようとするものでございます。

続きまして3ページの上段をご覧ください。

「分限」のうち、消防団員が身分を失うことになる要件としての第7条第2項第2号を「第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。」と、改正後の規定に該当しなくなったものに改めようとするものでございます。1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、並びに議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきましては、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

議案第16号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、建設中である多度津町立多度津中学校について、「多度津町住居表示に関する条例」第3条第2項の規定に基づき、住居表示が「5号」から「55号」へと変更となるため、当該条例の改正が生じ、かつ、当該条例中の他の標記も変更する必要性が生じ、改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第1条の表をご覧ください。

多度津小学校の位置、多度津町栄町3丁目1番9号の3丁目の3を漢数字の三に改め、また、多度津中学校の位置、多度津町本通2丁目11番5号を多度津町本通二丁目11番55号に改め、さらに、多度津幼稚園の位置、多度津町栄町3丁目1番34—1号の3丁目の3を漢数字の三に改めようとするものです。

1ページをご覧ください。

なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第16号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）の制定について、議案第18号、多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第19号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第20号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第21号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

福祉保健課長、山下君

福祉保健課長（山下 俊和）

それでは、議案第17号から第21号までを一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第17号、多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例

を廃止する条例（案）の制定についてですが、多度津町立保育所は、昭和37年10月1日より、高見、及び佐柳地区の幼稚園に併設して、へき地保育所として設置、運営が開始されました。

しかし、対象となる幼児がいなくなったことにより、佐柳地区は昭和56年度、高見地区は平成11年度をもって閉鎖という状況であります。今回、保育の新制度への移行に係る根拠法等の変更を機会に、本条例の廃止を行おうとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、議案第17号の提案説明を終わります。

次に、議案第18号、多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第19号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第20号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第21号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、以上、4議案をまとめて提案説明を申し上げます。

現在、福祉保健課で所管いたしております児童館、いこいの家、及び四箇地区いきがい健康館の管理につきましては、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を、また、生活支援ハウスの管理につきましては、社会福祉法人多度津福祉会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理状況や利用者サービス等指定の更新について検証を行いました。

その結果、指定管理者制度により、各施設につきましては、管理運営の効率化が図られているとともに、施設管理面での権限の移譲及び責任の明確化などにより、小規模の修繕等への対応が迅速にできている等一定の成果が上がっていると考えております。

また、各施設の本来の設置目的に加え、施設の効率的運営により、利用者サービスの向上につながるという観点からも、現在、管理を委託している団体に、引き続き管理を行わせることが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項、及び各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、引き続き、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会、及び社会福祉法人多度津福祉会を指定しようとするものであります。

以上で、議案第17号から議案第21号までについての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第22号、多度津町パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定についてを、議題と致します。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

議案第22号、多度津町パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

多度津町パークアンドライド駐車場の管理につきましては、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、本施設の管理の状況や利用者サービス等、指定の更新について検証を行いました。

その結果、指定管理者制度の導入により、当該施設につきましては管理経費の縮減の見直しとともに、その利用者もある程度確保していること等を踏まえ、一定の成果が上がっていると考えております。

また、施設を利用される方の利便性の確保や環境への負荷の軽減といった施設本来の目的に加え、地域経済の活性化につながる観点からも、現在管理を委託しております団体に引き続き管理を委託することが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項及び多度津町パークアンドライド駐車場条例第6条の規定により、指定管理者として平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、引き続き同団体を指定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16、議案第23号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを、議題と致します。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第23号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についての、提案説明を申し上げます。

堀江公園につきましては、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者と致しておりますが、指定期間が本年度末で終了

するため、施設の管理状況や施設の利用状況など指定の検証を行いました。

その結果、施設の管理経費及び施設の利用についても、効率的な運営が行われており、現在管理を委託している団体に引き続き管理を行わせることが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項、及び多度津町都市公園条例第17条の規定により、指定管理者として平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3カ年を引き続き同財団に指定しようとするものでございます。

以上まことに簡単な説明でございますが、議案第23号、多度津町都市公園の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第17、議案第24号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第25号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第26号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第27号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第28号、多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定について、議案第29号、多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定について、議案第30号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第31号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

それでは、議案第24号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第25号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第26号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第27号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第28号、多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定について、議案第29号、多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定について、議案第30号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第31号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についての8議案について、まとめて提案説明を申し上げます。

現在、これらの施設の管理につきましては、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度

末で終了するため、各施設の管理の状況、利用者サービス等、指定の更新についての検証を行ないました。

その結果、指定管理者制度の導入により、公民館、明徳会図書館、資料館、町民会館（サクラートたどつ）総合スポーツセンター、温水プール（さくらプール）の施設につきましては、管理経費の縮減が図られるとともに、それぞれの施設において、自主事業の定期的な開催をはじめ、地域住民のニーズに即した運営できているなど、一定の成果が上がっており、また、施設本来の設置目的に加え、効率的な運営ができていることなどの観点からも、現在管理を委託している団体に、引き続き管理を行なわせることが、適当と考えております。

よって、これらの施設につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、引き続き公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定しようとするものであります。

また、佐柳島体験センター、高見島研修センターの施設につきましては、管理経費の縮減が図られるなど一定の成果が上がっておりますが、利用者が少ないこともあり、本施設が効率的な運営ができるよう、費用対効果なども検証しつつ、現在管理を委託している団体に、1 年間、引き続き管理を行なわせることが、適当と考えております。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び、各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、引き続き公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 議案についての提案説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第18、議案第32号、平成26年度多度津町一般会計補正予算（第5号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

議案第32号、平成26年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額107億1,500万円から、歳入歳出それぞれ7,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,900万円とするものでございます。

このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費で、減額補正の主なものは、児童福祉費、道路橋梁費、消防費で、また不用額等の増減による補正でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、町民税、国庫補助金で、減額補正の主なものは、繰入金、町債でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

6ページをお開き下さい。

第2表、繰越明許費で、款2. 総務費、項1. 総務管理費、地方消費喚起・生活支援型事業で、4,800万円、同じく、地方創生先行型事業で、4,000万円。

款7. 商工費、項1. 商工費、食による観光振興に係る人づくり事業で、709万3,000円、款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、道路新設改良舗装事業で、1,250万円、同じく、県営道路橋梁整備負担金で、633万8,000円、同じく、項3. 河川費、県営桃山地区急傾斜崩壊対策事業で、157万円、同じく、項4. 港湾費、各港湾改修事業で、32万6,000円、同じく、項6. 都市計画費、社会資本整備総合交付金効果促進事業で、90万円、款9. 消防費、項1. 消防費、防災行政無線設置事業で、2億6,000万円について、それぞれ翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

7ページをお開き下さい。

第3条、地方債の補正で、第3表、地方債の補正でございます。

道路整備事業を、1億1,370万円に、河川整備事業を、7,200万円に、港湾整備事業を、1,670万円に、教育施設整備事業を、13億1,120万円に、農業施設整備事業を、380万円にするものでございます。

それでは、30ページをお開き下さい。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

歳出といたしましては、款1、議会費は、2,000円を増額補正し、1億1,813万3,000円に改めるものです。

32ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、8,606万2,000円を増額補正し、14億7,923万9,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費は、8,672万7,000円を増額し、内訳として、目1. 一

般管理費は、13万9,000円を減額。

目2. 文書広報費は、15万円を減額。

目5. 財産管理費は、26万4,000円を減額。

目6. 企画費は、8,800万円を増額。

34ページをお開き下さい。

目9. 地方振興費は、50万円を減額。

目10. 交通安全対策費は、22万円を減額するものです。

項2. 徴税費は、66万5,000円を減額し、内訳として、目1. 税務総務費は、3万1,000円を減額。

目2. 賦課徴収費は、63万4,000円を減額するものです。

36ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、5,713万6,000円を減額補正し、27億5,648万6,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費は、297万6,000円を増額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費は、1,721万6,000円を増額、目2. 国民年金費は、9万7,000円を減額、目3. 老人福祉費は、1,631万7,000円を減額。

38ページをお開き下さい。

目4. 総合福祉センター費は、6万9,000円を減額。

目6. 社会福祉施設事業費は、59万7,000円を減額。

目7. 障害者福祉費は、284万円を増額するものです。

40ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費は、6,011万2,000円を減額し、内訳として、目1. 児童福祉費は、3,898万6,000円を減額。

目2. 児童保育費は、1,002万6,000円を減額。

目3. 母子福祉費は、200万円を減額。

42ページをお開き下さい。

目5. 乳幼児福祉費は、910万円を減額するものです。

44ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、859万3,000円を減額補正し、6億2,133万8,000円に改めるものです。

項1. 保健衛生費は、773万9,000円を減額し、内訳として、目1. 保健衛生総務費は、217万5,000円を減額。

目2. 予防費は、416万4,000円を減額。

目5. 環境保全費は、140万円を減額するものです。

項2. 清掃費は、85万4,000円を減額し、内訳として、目1. 清掃総務費は、1万7,000円を増額。

目2. し尿処理費は、2万7,000円を減額。  
46ページをお開き下さい。

目3. じん芥処理費は、84万4,000円を減額するものです。  
48ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、10万円を減額補正し、2,073万5,000円に改めるものです。  
50ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、1,660万円を減額補正し、1億9,245万5,000円に改めるものです。

項1. 農業費は、1,642万2,000円を減額し、内訳として、目1. 農業委員会費は、30万2,000円を減額。

目2. 農業総務費は、1万円を増額。

目3. 農業振興費は、1,251万9,000円を減額。

目4. 農地費は、198万1,000円を減額。  
52ページをお開き下さい。

目5. 地籍調査費は、163万円を減額するものです。

項2. 林業費は、1,000円を減額。

項3. 水産業費は、17万7,000円を減額するものです。  
54ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、203万1,000円を減額補正し、9,587万3,000円に改めるものです。

項1. 商工費は、203万1,000円を減額し、内訳として、目1. 商工総務費は、2,000円を増額。

目3. 観光費は、203万3,000円を減額するものです。  
56ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、4,339万円を減額補正し、9億3,373万6,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費は、418万4,000円の減額。

項2. 道路橋梁費は、2,359万8,000円を減額し、内訳として、目1. 道路橋梁総務費は、150万円の減額。

目3. 道路新設改良舗装費は、2,209万8,000円を減額するものです。

項3. 河川費は、545万1,000円を減額し、内訳として、目1. 河川総務費は、439万2,000円の減額。

目2. 河川改良費は、147万5,000円の減額。

目3. 施設管理費は、41万6,000円を増額するものです。

項4. 港湾費、目2. 港湾建設費は、351万7,000円を減額するもので

す。

項6. 都市計画費は、23万2,000円を減額し、内訳として、58ページをお開き下さい。

目1. 都市計画管理費は、574万円の減額。

目4. 公園事業費は、90万円を減額するものです。

60ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、1,471万1,000円を減額補正し、6億2,366万3,000円に改めるものです。

項1. 消防費は、1,471万1,000円を減額し、内訳として、目1. 常備消防費は、217万2,000円の減額、目2. 非常備消防費は、458万8,000円の減額。

62ページをお開き下さい。

目3. 消防施設費は、791万2,000円の減額。

目5. 水難救済会費は、3万9,000円を減額するものです。

64ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、1,950万3,000円を減額補正し、27億9,939万円に改めるものです。

項1. 教育総務費の、目1. 事務局費は、769万円の減額。

項2. 小学校費は、426万1,000円を減額し、内訳として、目1. 学校管理費は、48万8,000円を減額。

目2. 教育振興費は、70万円を減額。

目3. 学校建設費は、307万3,000円を減額するものです。

項3. 中学校費は、99万8,000円を減額し、内訳として、目1. 学校管理費は、99万8,000円を減額。

目3. 学校建設費は、財源内訳の変更です。

項4. 幼稚園費は、69万4,000円を減額。

項5. 社会教育費は、554万7,000円を減額し、内訳として、目1. 社会教育総務費は、554万3,000円を減額。

66ページをお開き下さい。

目4. 少年育成センター費は、4,000円を減額するものです。

項6. 保健体育費は、31万3,000円を減額し、内訳として、目1. 保健体育総務費は、13万円を減額。

目2. 学校給食共同調理場費は、3,000円を増額。

目3. 体育施設費は、18万6,000円を減額するものです。

68ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、予算の組み替えでございます。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

12ページをお開き下さい。

款1. 町税は、2,000万円を増額し、30億2,870万6,000円とするものです。

項1. 町民税は、2,000万円を増額し、内訳として、目1. 個人、500万円を増額。

目2. 法人、1,500万円を増額するものです。

14ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、198万2,000円を減額補正し、1億2,836万7,000円に改めるものです。

項1. 分担金の目1. 農林水産業費分担金は、6万4,000円を減額。

項2. 負担金の目2. 民生費負担金は、191万8,000円を減額するものです。

16ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、8,000円を減額補正し、1億7,511万6,000円に改めるものです。

項1. 使用料の目1. 民生費使用料は、8,000円を減額するものです。

18ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1,958万円を増額補正し、12億1,801万2,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金は、2,267万2,000円を減額し、内訳として、目1. 民生費国庫負担金は、2,292万2,000円を減額。

目3. 農林水産業費国庫負担金は、25万円を増額するものです。

項2. 国庫補助金は、4,232万2,000円を増額し、内訳として、目1. 総務費国庫補助金は、5,878万8,000円を増額。

目3. 民生費国庫補助金は、3,732万9,000円を減額。

目4. 土木費国庫補助金は、1,929万9,000円を減額。

目6. 教育費国庫補助金は、4,016万2,000円を増額するものです。

項3. 国庫委託金、目1. 民生費国庫委託金は、7万円を減額するものです。

20ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、500万円を減額補正し、6億3,602万円に改めるものです。

項1. 県負担金は、578万6,000円を増額し、内訳として、目1. 民生費県負担金は、550万7,000円を増額。

目3. 農林水産業費県負担金は、27万9,000円を増額するものです。

項2. 県補助金は、1,078万6,000円を減額し、内訳として、目1. 総務費県補助金は、1,037万6,000円を増額。

目2. 民生費県補助金は、500万円を減額。

目4. 農林水産業費県補助金は、948万6,000円を減額。

目6. 土木費県補助金は、614万7,000円を減額。

目8. 教育費県補助金は、52万9,000円を減額するものです。

22ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、423万5,000円を増額し、1,713万5,000円に改めるものです。

項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入は、94万円を増額。

項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入は、329万5,000円を増額するものです。

24ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、8,452万5,000円を減額し、9億6,394万4,000円に改めるものです。

項1. 基金繰入金、目2. 財政調整基金繰入金は、8,452万5,000円を減額するものです。

26ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、20万円を減額補正し、1億7,120万6,000円に改めるものです。

28ページをお開き下さい。

款15. 町債は、2,810万円を減額補正し、22億2,727万9,000円に改めるものです。

項1. 町債の目3. 土木債は、970万円を減額。

目5. 教育債は、1,970万円を減額。

目6. 農林水産業債は、130万円を増額するものです。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額、107億1,500万円から、7,600万円を減額し、106億3,900万円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります

日程第19、議案第33号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について、議案第34号 平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についてを、提案説明

の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君

住民課長（矢野 修司）

議案第33号、並びに議案第34号を一括して提案説明させて頂きま  
す。

まず、議案第33号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予  
算（第3号）についての提案説明を申し上げます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額

28億3,835万4,000円から、歳入歳出それぞれ1,980万円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,855万4,000円とするも  
のでございます。

今回の補正の主なものは、歳出では、共同事業拠出金の減額、歳入で  
は、繰入金、繰越金の増額、ならびに国庫支出金、県支出金、共同事  
業交付金等の減額でございます。

詳細につきましては、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により、  
ご説明を申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

国14ページをお願いします。

款1. 総務費は、2万5,000円減額し、4,437万4,000円とするものでご  
ざいます。

内訳は、項1、総務管理費2万5,000円を減額するものでございます。

款2、保険給付費は、645万円増額し、19億3,378万4,000円とするもの  
でございます。

内訳として、項1. 一般被保険者療養諸費は、1,550万円を増額、項  
2. 退職被保険者療養諸費は、790万円を減額、項4. 一般被保険者高  
額療養費は、300万円を増額、続いて国16ページでございますが、項  
5. 退職被保険者等高額療養費は、400万円を、項7. 葬祭諸費は、  
15万円を、それぞれ減額するものでございます。

款6. 項1. 介護納付金は、納付金額の確定より、22万円減額し、1億  
2,058万円とするものでございます。

款7. 項1. 共同事業拠出金は、拠出金額の確定により、2,616万  
5,000円減額し、3億2,385万円とするものでございます。

内訳は、目1. 高額医療費 共同事業拠出金557万6,000円、目2. 保険  
財政共同安定化事業拠出金2,058万9,000円をそれぞれ減額するもので

ございます。

款8. 保健事業費は、15万円増額し、3,821万3,000円とするものがございます。

内訳は、項1. 特定健康診査等事業費2,868万8,000円 は財源内訳を変更、国18ページをお願いします。

項2. 保健事業費15万円を増額するものがございます。

款11. 諸支出金は、1万円増額し、2,806万4,000円とするものがございます。

内訳は、項1. 償還金及び還付加算金3万6,000円を増額、項2. 繰出金2万6,000円を減額するものがございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国10ページをお願いします。

款1. 国民健康保険税は、内訳を変更し、項1. 一般被保険者国民健康保険税を1,070万円増額し、項2. 退職被保険者等国民健康保険税を1,070万円減額するものがございます。

款2. 国庫支出金は、5,818万3,000円減額し、4億6,537万1,000円とするものがございます。

項1. 国庫負担金は、2,818万3,000円の減額で、内訳は、目1. 療養給付費等負担金2,500万円、目2. 高額医療費共同事業負担金139万5,000円、目3. 特定健康診査等負担金178万8,000円を、それぞれ減額するものがございます。

項2. 国庫補助金は、目1. 普通調整交付金3,000万円の減額でございます。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、交付金額の確定により、1,670万2千円減額し、1億2,029万9,000円とするものがございます。

款4. 項1. 前期高齢者交付金は、交付金額の確定により、23万8,000円減額し、9億3,706万2,000円とするものがございます。

款5. 県支出金は、1,818万3,000円減額し、1億346万7,000円とするものがございます。

項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金139万5,000円、目2. 特定健康診査等負担金178万8,000円をそれぞれ減額するものがございます。

項2. 県補助金は、目1. 財政調整交付金1,500万円の減額でございます。

款6. 項1. 共同事業交付金は、1,719万2,000円減額し、3億30万8,000円とするものがございます。

内訳は、目1. 高額医療費共同事業交付金3,150万9,000円の増額、目2. 保険財政共同安定化事業交付金、4,870万1,000円の減額でございます。

款8. 繰入金は、1,541万9,000円増額し、2億1,100万6,000円とするものでございます。

内訳は、項1. 他会計繰入金の目1. 一般会計繰入金1,354万6,000円、目2. 職員給与費等繰入金3,000円、国12ページをお願いします。目4. 財政安定化事業繰入金3,687万円をそれぞれ増額するものでございます。

款9. 繰越金は、7,532万6,000円増額し、1億1,432万8,000円とするものでございます。

款10. 諸収入は、4万7,000円減額し、860万3,000円とするもので、項5. 雑入の減額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1,980万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,855万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第34号、平成26年度多度津町特別会国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についての提案説明を申し上げます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,573万1,000円から、歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,570万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳出では、医業費の減額、総務費の増額、歳入では、繰入金の減額でございます。

詳細につきましては、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

直10ページをお願いします。

款1. 総務費は、項1. 施設管理費、目1. 一般管理費を9万3,000円増額し、1,867万4,000円とするものでございます。

款2. 医業費は、項1. 医療諸費、目1. 医療用機械器具費11万9,000円を減額し、23万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。

款3. 繰入金は、項1. 他会計繰入金、目1. 国保会計繰入金を2万6,000円減額し、1,128万3,000円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,570万5,000円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第33号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）、並びに議案第34号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についての提案説明を一括して申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第20、議案第35号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

上下水道課長（河田 数明）

議案第35号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額8億8,322万6,000円から、歳入歳出それぞれ161万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億8,161万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出における減額補正の主なものは、総務費及び下水道費で不用額等の減額補正でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、負担金及び他会計繰入金で、減額補正の主なものは、国庫補助金及び町債でございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

下4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を2億2,360万円に減額するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費は17万9,000円を減額補正し、1億5,313万4,000円に改めるものでございます。

その内訳といたしまして、項1. 総務管理費は13万2,000円を減額、項2. 業務管理費は4万7,000円を減額するものでございます。

款2. 下水道費は143万3,000円を減額補正し、4,105万円に改めるもの

でございます。

続きまして、歳入について、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款1. 分担金及び負担金は60万6,000円を増額補正し、193万円に改めるものでございます。

款2. 使用料及び手数料は10万円を増額補正し、2億8,380万2,000円に改めるものでございます。

款3. 国庫支出金は60万円を減額補正し、270万円に改めるものでございます。

款5. 繰入金金は67万6,000円を増額補正し、3億4,713万2,000円に改めるものでございます。

款7. 諸収入は10万6,000円を増額補正し、10万8,000円に改めるものでございます。

内訳といたしまして、項1. 預金利子は6,000円を増額、項2. 雑入は10万円を増額するものでございます。

款8. 町債は250万円を減額補正し、2億2,360万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額8億8,322万6,000円から、161万2,000円を減額し、8億8,161万4,000円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第35号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第21、議案第36号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第36号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。

介1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額20億8,638万4,000円から、歳入歳出それぞれ1,280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,357万5,000円にしようとするものです。

この度の補正は、歳出の総務費の増額に対し、その財源となる歳入の国庫補助金と一般会計繰入金の増額、及び歳出の保険給付費の減額に対し、歳入の国支出金、県支出金、支払基金交付金を交付決定額に合わせ減額し、一般会計繰入金と基金繰入金で調整しようとするものです。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1. 総務費は、119万1,000円の増額補正により、5,824万円に改めようとするもので、項1. 総務管理費で人権費2万1,000円と4月からの介護報酬改定等に係るシステム改修費117万円の増額です。

款2. 保険給付費は、1,400万円の減額補正により、19億3,829万2,000円に改めようとするもので、項1. 介護サービス等諸費は、1,100万円の減額で、その内訳は、居宅介護サービス給付費800万円の減額、地域密着型介護サービス給付費820万円の減額、施設介護サービス給付費800万円の増額、介12ページをお開きください。

居宅介護福祉用具購入費20万円の増額、居宅介護計画サービス給付費300万円の減額です。

項2. 介護予防サービス等諸費は、総額での増減はありませんが、内訳で、介護予防サービス給付費150万円の増額、介14ページをお開きください。

地域密着型介護予防サービス給付費180万円の減額、介護予防サービス計画給付費30万円の増額です。

介16ページをお開きください。

項7. 特定入所者介護サービス等費は300万円の減額です。

次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、1,953万4,000円の減額補正により、4億6,073万円に改めようとするもので、項1. 国庫負担金で、介護給付費負担金644万8,000円の減額、項2. 国庫補助金で、調整交付金1,347万4,000円の減額、システム改修費補助金38万8,000円の増額によるものです。

款4. 支払基金交付金は、967万円の減額補正により、5億6,562万1,000円に改めようとするもので、介護給付費交付金の減額によるものです。

款5. 県支出金は、277万8,000円の減額補正により、2億9,644万

3,000円に改めようとするもので、介護給付費負担金の減額によるものです。

款8. 繰入金は、1,917万3,000円の増額補正により、3億5,687万1,000円に改めようとするもので、項1. 一般会計繰入金で、介護給付費繰入金175万4,000円の減額、人件費と事務費で80万3,000円の増額、項2. 基金繰入金で2,012万4,000円の増額によるものです。

以上で、議案第36号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

まだ議案がたくさん残っておりますので、これで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、午後1時再開にしたいと思います。

どうかよろしくお願い致します。

休憩 午前12時04分

再開 午後1時00分

議長（志村 忠昭）

それでは午後の会議を始めます。

日程第22、議案第37号、平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君

住民課長（矢野 修司）

それでは、議案第37号、平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。

後1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3億2,120万円に、歳入歳出それぞれ734万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,854万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

後10ページをお願い致します。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、734万6,000円増額し、3億

2,308万5,000円とするもので、香川県後期高齢者医療広域連合の予算補正に伴い、本町からの納付金額を変更するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

後8ページをお願い致します。

款1. 後期高齢者医療保険料は、内訳を変更し、項1. 後期高齢者医療保険料の、目1. 特別徴収保険料を250万円減額し、目2. 普通徴収保険料を250万円増額するものでございます。

款3. 繰入金は、178万2,000円増額し、7,384万7,000円とするものでございます。

内訳は、項1. 一般会計繰入金の、目1. 事務費繰入金を131万7,000円減額し、目2. 保険基盤安定繰入金を309万9,000円増額するものでございます。

款4. 諸収入は、31万5,000円増額し、100万9,000円とするものです。

款6. 繰越金は、587万9,000円増額し、588万円とするもので、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ734万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,854万6,000円とするものでございます。

まことに簡単でございますが、議案第37号、平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第23、議案第38号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

上下水道課長（河田 数明）

議案第38号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

第2条で、平成26年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的

支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

支出の部、第1款水道事業費用につきましては、30万円を増額し、7億5,455万6,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項営業費用を同額補正するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

平成26年度多度津町水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして説明をさせていただきます。

款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきまして、30万円を増額するものでございます。

これは、12月に発生いたしました共用送水管の漏水事故に伴います、対応に要した人件費を増額するものでございます。

水道事業収益的収入および支出の明細につきましては、9ページに記載しております。

再度1ページをご覧ください。

第3条で、予算第8条に定めた(1)職員給与費を30万円増額し、8,326万7,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページから5ページに記載しております。

また、この度の補正によりまして、予定キャッシュ・フロー計算書及び、予定損益計算書並びに、予定貸借対照表が変わりますので、説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり資金期末残高は、5億5,601万5,000円となっております。

次に、6ページをお開きください。

平成26年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億3,560万3,000円、2. 営業費用は6億5,561万1,000円ですので、営業損失は2,000万8,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,964万2,000円、4. 営業外費用は5,533万1,000円ですので、経常利益は430万3,000円の予定でございます。

5. 特別損失は483万3,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は238万1千円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億8,789万円、その他未処分利益剰余金変動額は7,283万7,000円ですので、当年度未処分利益剰余金は6億

5,834万6,000円の予定でございます。

次に、7ページをお開きください。

平成26年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は71億105万3,000円、2. 流動資産合計は6億8,262万5,000円ですので、資産合計は77億8,367万8,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は30億2,541万5,000円、4. 流動負債合計は3億3,766万2,000円。

8ページをご覧ください。

5. 繰延収益合計は、18億9,857万1,000円ですので、負債合計は、52億6,164万8,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は18億4,298万8,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は6億5,834万6,000円ですので、剰余金合計は6億7,904万2,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は25億2,203万円、負債・資本合計は77億8,367万8,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第38号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第24、議案第39号、平成27年度多度津町一般会計予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第39号、平成27年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、86億7,000万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

9ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発

公社に対する債務保証及び多度津町児童館ほか11施設の指定管理料について債務負担行為を行うものでございます。

再度、1ページをご覧ください。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

10ページをお開き下さい。

第3表地方債に、平成27年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをご覧ください。

第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の、借り入れの最高額を、20億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、一般会計予算書並びに別冊の一般会計予算資料により説明を申し上げます。

本年度の予算総額は、86億7,000万円、前年度当初予算、96億6,000万円に比べ、9億9,000万円の減額、率で、10.2%の減となりました。

別冊の一般会計予算資料の2ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。

1位は、町税で、28億4,635万2,000円、構成比は、32.8%、前年度に比べ、5.4%の減。

2位は、地方交付税で、14億5,000万円、構成比は、16.7%、前年度に比べ、2.7%の減。

3位は、町債で、12億620万円、構成比は、13.9%、前年度に比べ、37.6%の減。

4位は、国庫支出金で、7億9,524万4,000円、構成比は、9.2%、前年度に比べ、23.1%の減。

5位は、繰入金で、7億8,557万5,000円、構成比は、9.1%、前年度に比べ、0.1%の減。

以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入について性質別に区分致しますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。

この合計は、41億8,477万3,000円で、

構成比は、48.3%、前年度に比べ、4.0%の増であります。

また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金のいわゆる依存財源は、44億8,522万7,000円で、構成比は、51.7%であります。

それでは、一般会計予算書の16ページをお開き下さい。

歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1. 町税は、前年度より、1億6,235万4,000円の減額、28億4,635万2,000円を計上しました。

項1. 町民税は、12億9,464万5,000円。

18ページをお開き下さい。

項2. 固定資産税は、12億8,265万円。

項3. 軽自動車税は、5,965万2,000円。

項4. たばこ税は、1億4,800万円。

項8. 都市計画税は、6,140万5,000円を計上しました。

22ページをお開き下さい。

款2. 地方譲与税は、前年度より250万円の減額、6千万円を計上しました。

項1. 地方揮発油譲与税は、1,600万円。

項2. 自動車重量譲与税は、4,300万円。

項4. 特別とん譲与税は、100万円を計上しました。

24ページをお開き下さい。

款3. 自動車取得税交付金は、前年度より700万円の増額、1,500万円を計上しました。

26ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、前年度より4,000万円の減額、14億5,000万円を計上しました。

28ページをお開き下さい。

款5. 交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の、500万円を計上しました。

30ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、前年度より1,034万5,000円の減額、1億1,974万4,000円を計上しました。

項1. 分担金は、182万5,000円。

項2. 負担金は、1億1,791万9,000円を計上しました。

32ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、前年度より1,349万5,000円の減額、1億6,136万7,000円を計上しました。

項1. 使用料は、9,361万6,000円。

項2. 手数料は、6,775万1,000円を計上しました。

36ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、前年度より2億3,951万7,000円の減額、7億9,524万4,000円を計上しました。

項1. 国庫負担金は、6億3,052万2,000円。

項2. 国庫補助金は、1億6,092万7,000円。

38ページをお開き下さい。

項3. 国庫委託金は、379万5,000円を計上しました。

40ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、前年度より2,737万1,000円の増額、5億9,978万3,000円を計上しました。

項1. 県負担金は、3億4,374万8,000円。

項2. 県補助金は、1億9,558万7,000円。

42ページをお開き下さい。

項3. 県委託金は、6,044万8,000円を計上しました。

46ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、前年度より、184万5,000円の増額、1,474万4,000円を計上しました。

項1. 財産運用収入は、1,474万3,000円。

項2. 財産売払収入は、存目のみを計上しました。

48ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、前年度より、13万4,000円の増額、38万5,000円を計上しました。

50ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、前年度より、111万2,000円の減額、7億8,557万5,000円を計上しました。

項1. 繰入金は、存目のみ。

項2. 基金繰入金は、7億8,557万4,000円を計上しました。

52ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、存目のみの計上でございます。

54ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、前年度より、9,287万3,000円の増額、2億5,660万5,000円を計上しました。

項1. 延滞金加算金及び過料は、300万円。

項2. 預金利子は、40万円。

項3. 貸付金元利収入は、5,250万2,000円。

項4. 雑入は、2億70万3,000円を計上しました。

58ページをお開き下さい。

款15. 町債は、前年度より、7億2,810万円の減額、12億620万円を計上しました。

60ページをお開き下さい。

款16. 利子割交付金は、前年度と同額の、1,000万円を計上しました。

62ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は、前年度より5,500万円の増額、3億円を計上しました。

64ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、前年度より、120万円の増額、900万円を計上しました。

66ページをお開き下さい。

款20. 配当割交付金は、前年度より、300万円の増額、1,500万円を計上しました。

68ページをお開き下さい。

款21. 株式等譲渡所得割交付金は、前年度より1,900万円増額の、2,000万円を計上しました。

以上が、平成27年度の歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算資料の8ページをお開き下さい。

性質別分類により説明を申し上げます。

義務的経費の合計は、39億286万2,000円、前年度に比べ、3,097万9,000円の減、構成比は、45.0%。

そのうち人件費は、15億715万5,000円、前年に比べ、3,083万7,000円の減、構成比は、17.4%。

扶助費は、14億4,770万2,000円、前年度に比べ、1,980万2,000円の増、構成比は、16.7%。

公債費は、9億4,800万5,000円、前年度に比べ、1,994万4,000円の減、構成比は、10.9%となりました。

次に、投資的経費は、14億3,414万1,000円、前年度に比べ、14億411万7,000円の減、構成比は、16.5%であります。

その他経費の合計は、33億3,299万7,000円、前年度と比べ、4億4,509万6,000円の増、構成比は、38.4%であります。

そのうち物件費は、13億1,717万5,000円、前年度に比べ、1億1,199万5,000円の増、構成比は、15.2%。

補助費等は、9億5,255万1,000円、前年度に比べ、1億261万1,000円の増、構成比は、11.0%。

繰出金は、7億8,277万4,000円、前年度と比べ、1億689万9,000円の増、構成比は、9.0%。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、一般会計予算書の70ページをお開き下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、款1. 議会費は、前年度より、442万円の増額、1億2,306万2,000円を計上し、構成比は、1.4%となりました。

72ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、前年度より、1億2,014万9,000円の減額、12億1,853万円を計上し、構成比は、14.1%となりました。

項1. 総務管理費は、1億757万3,000円の減額、9億4,351万2,000円を計上。

84ページをお開き下さい。

項2. 徴税費は、562万5,000円の減額、1億8,084万7,000円を計上。

88ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費は、309万6,000円の増額、5,745万2,000円を計上。

項4. 選挙費は、2,022万6,000円の減額、1,219万円を計上。

90ページをお開き下さい。

項5. 統計調査費は、1,005万円の増額、1,948万8,000円を計上。

項6. 監査委員費は、12万9,000円の増額、504万1,000円を計上しました。

94ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、前年度より、1億4,163万9,000円の増額、26億7,889万4,000円を計上し、構成比は、30.9%となりました。

項1. 社会福祉費は、1億3,316万8,000円の増額、15億4,307万9,000円を計上。

106ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費は、847万1,000円の増額、11億3,581万4,000円を計上しました。

110ページをお開き下さい。

項3. 災害救助費は、存目のみ、1,000円を計上しました。

112ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、前年度より、686万1,000円の減額、6億2,990万2,000円を計上し、構成比は、7.3%となりました。

項1. 保健衛生費は、1,122万円の増額、2億3,716万7,000円を計上。

120ページをお開き下さい。

項2. 清掃費は、838万3,000円の減額、3億8,582万円を計上。

122ページをお開き下さい。

項3. 上水道費は、969万8,000円の減額、691万5,000円を計上しました。

126ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、前年度より、1,691万1,000円の増額、3,774万6,000円を計上し、構成比は、0.4%となりました。

128ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、前年度より、5,404万4,000円の増額、2億3,437万4,000円を計上し、構成比は、2.7%となりました。

項1. 農業費は、5,746万6,000円の増額、2億1,007万4,000円を計上。

136ページをお開き下さい。

項2. 林業費は、前年度と同額の、4,000円を計上。

項3. 水産業費は、342万2,000円の減額、2,429万6,000円を計上しました。

140ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、前年度より、183万2,000円の増額、8千691万5,000円を計上し、構成比は、1.0%となりました。

144ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、前年度より、1億3,909万1,000円の増額、7億9千745万1,000円を計上し、構成比は、9.2%となりました。

項1. 土木管理費は、1億371万円の増額、3億3,757万2,000円を計上。

項2. 道路橋梁費は、3,631万4,000円の増額、2億1,065万7,000円を計上。

146ページをお開き下さい。

項3. 河川費は、1,758万3,000円の増額、1億6,847万6,000円を計上。

項4. 港湾費は、2,851万7,000円の減額、3,175万7,000円を計上。

148ページをお開き下さい。

項5. 住宅費は、628万8,000円の増額、2,797万9,000円を計上。

150ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費は、371万3,000円の増額、2,101万円を計上しました。

152ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、前年度より、1,007万1,000円の減額、3億4,182万5,000円を計上し、構成比は、3.9%となりました。

160ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、前年度より、11億9,091万2,000円の減額、15億4,329万3,000円を計上し、構成比は、17.8%となりました。

項1. 教育総務費は、291万7,000円の減額、2億878万9,000円を計上。

162ページをお開き下さい。

項2. 小学校費は、1億1,862万1,000円の増額、2億2,955万円を計上。

166ページをお開き下さい。

項3. 中学校費は、13億8,826万円の減額、6億4,197万3,000円を計上。

170ページをお開き下さい。

項4. 幼稚園費は、6,618万9,000円を増額、1億5,222万2,000円を計上。

172ページをお開き下さい。

項5. 社会教育費は、1,606万9,000円の増額、1億4,530万5,000円を計上。

176ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費は、61万4,000円を減額、1億6,545万4,000円を計上しました。

182ページをお開き下さい。

款11. 災害復旧費は、存目のみ、3,000円の計上でございます。

184ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、前年度より、1,994万4,000円を減額、9億4,800万5,000円を計上し、構成比は、10.9%となりました。

186ページをお開き下さい。

款14. 予備費は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

なお、その後のページに資料といたしまして、給与費の明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書、債務負担行為に係る調書を掲載いたしております。

地方債現在高の見込みに関する調書について、少し説明を申し上げます。

す。

195ページをお開き下さい。

最下段、一番下の合計欄で申しますと、前々年度、すなわち平成25年度末の現在高は、90億9,710万5,000円、それに前年度、平成26年度末の見込み額が、108億3,919万8,000円でございます。

それに当該年度、平成27年度の欄で、その起債見込み額が、14億7,720万円と、元金の償還見込み額が8億4,447万4,000円で、平成27年度末の現在高は、114億7,192万4,000円と見込んでおります。

以上、簡単な説明でございますが、平成27年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ、86億7,000万円を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第25、議案第40号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、議案第41号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君

住民課長（矢野 修司）

それでは、議案第40号、議案第41号、両議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第40号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

予算書199ページをお願い致します。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,350万円にしようとするものでございます。

前年度に比べまして、5億2,350万円、18.7%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算のうち、保険給付費における予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

208ページをお願い致します。

款1. 国民健康保険税は、前年度より1,565万5,000円減の5億4,225万

5,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者国民健康保険税は、380万円減の5億1,250万円、項2. 退職被保険者等国民健康保険税は、1,185万5,000円減の2,975万5,000円でございます。

款2. 国庫支出金は、前年度より8,140万4,000円増の6億555万8,000円の計上でございます。

項1. 国庫負担金は、5,092万5,000円増の4億4,257万6,000円で、内訳は、目1. 療養給付費等負担金4億2,000万1,000円、目2. 高額医療費共同事業負担金1,717万5,000円、目3. 特定健康診査等負担金540万円でございます。

項2. 国庫補助金は、3,047万9,000円増の1億6,298万2,000円で、内訳は、目1. 普通調整交付金1億5,000万円、目2. 特別調整交付金698万1,000円、目8. 国保ヘルスアップ事業補助金600万円、目9. 出産育児一時金等補助金存目のみ1,000円でございます。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、前年度より2,200万円減の1億1,500万1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 前期高齢者交付金は、前年度より30万円減の9億3,700万円の計上でございます。

210ページをお願いします。

款5. 県支出金は、前年度より907万5,000円減の1億1,257万5,000円の計上でございます。

項1. 県負担金は、2,257万5,000円で、内訳は、目1. 高額医療費共同事業負担金1,717万5,000円、目2. 特定健康診査等負担金540万円でございます。

項2. 県補助金は、財政調整交付金9,000万円でございます。

款6. 項1. 共同事業交付金は、前年度より5億475万円増の8億2,225万円の計上でございます。

内訳は、目1. 高額医療費共同事業交付金3,435万円、目2. 保険財政共同安定化事業交付金7億8,790万円でございます。

款7. 財産収入は、前年度より10万円増の20万円の計上でございます。

款8. 繰入金は、前年度より1,541万2,000円減の1億8,032万2,000円の計上でございます。

項1. 他会計繰入金は、458万8,000円増の1億6,032万2千円で、内訳は目1. 一般会計繰入金1億501万1,000円、目2. 職員給与費等繰入金4,491万1,000円、目3. 出産育児一時金等繰入金840万円、目4. 財政

安定化事業繰入金200万円でございます。

項2. 基金繰入金は、前年度より2,000万円減の2,000万円でございます。

款9. 項1. 繰越金は、存目1,000円の計上でございます。

款10. 諸収入は、前年度より31万2,000円減の833万8,000円の計上でございます。

内訳は、項1. 延滞金、加算金及び過料200万円、項2. 保険税督促手数料8万円、項3. 預金利子5万円、項5. 雑入620万8,000円でございます。

212ページをお願いします。

以上により、歳入は、33億2,350万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

214ページをお願い致します。

款1. 総務費は、前年度より59万5,000円増の4,617万2,000円の計上でございます。

項1. 総務管理費は、3,309万9,000円で、内訳は、目1. 一般管理費2,966万1,000円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金343万8,000円でございます。

項2. 徴税費は、1,223万6千円、項3. 運営協議会費は63万7,000円、216ページをお願いします。

項4. 趣旨普及費は20万円でございます。

款2. 保険給付費は、前年度より120万3,000円減の18億9,861万1,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者療養諸費は、15億6,200万2,000円で、このうち、目1. 一般被保険者療養給付費は、15億4,000万円、3. 一般被保険者療養費は、2,200万円、目4. 一般被保険者移送費及び目6. 一般被保険者保険外併用療養費は、いずれも存目1,000円の計上でございます。

項2. 退職被保険者療養諸費は、1億200万2,000円で、このうち、目1. 退職被保険者療養給付費は、1億円、目4. 退職被保険者療養費は、200万円、目5. 退職被保険者移送費、及び目8. 退職被保険者保険外併用療養費は、いずれも存目1,000円、の計上でございます。

218ページをお願いします。

項3. 審査支払手数料は、550万円、項4. 一般被保険者高額療養費は、2億300万円、項5. 退職被保険者等高額療養費は、1,250万円、項6. 出産育児諸費は、1,260万7,000円、220ページをお願いします。

項7. 葬祭諸費は、100万円でございます。

款3. 項1. 後期高齢者支援金等は、前年度より117万円減の3億783万円の計上でございます。

款4. 項1. 前期高齢者納付金等は、前年度より1万円増の26万円の計上でございます。

款5. 項1. 老人保健拠出金は、前年度と同額12万円の計上で、老人保健の精算分にかかるものでございます。

222ページにかけてでございますが、款6. 項1. 介護納付金は、前年度より120万円増の1億2,200万円の計上でございます。

款7. 項1. 共同事業拠出金は、前年度より5億660万円増の8億5,661万5,000円の計上でございます。

このうち、目1. 高額医療費共同事業拠出金は、6,870万円、目2. 保険財政共同安定化事業拠出金は、7億8,790万円、目3. その他の共同事業拠出金は、1万5,000円でございます。

款8. 保健事業費は、前年度より643万4,000円増の4,449万7,000円の計上でございます。

項1. 特定健康診査等事業費は、2,831万2,000円、224ページをお願いします。

項2. 保健事業費は、1,618万5,000円でございます。

款9. 項1. 基金積立金は、前年度より、10万円増の20万円の計上でございます。

款10. 項1. 公債費は、存目1,000円の計上でございます。

226ページにかけてでございますが、款11. 諸支出金は、前年度より93万4,000円増の1,719万3,000円の計上でございます。

項1. 償還金及び還付加算金370万1,000円、並びに項2. 繰出金1,349万2,000円でございます。

款12. 項1. 前年度繰上充用金は、存目1,000円の計上でございます。

款13. 項1. 予備費は、前年度より1,000万円増の3,000万円の計上でございます。

以上により、歳出合計33億2,350万円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億2,350万円とするものでございます。

次に、議案第41号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についての提案説明を申し上げます。

予算書233ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,590万円にしようとするものでございます。

前年度に比べ、60万円、2.37%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円に定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

予算書240ページをお願い致します。

款1. 診療収入、項1. 外来収入は、前年度より43万円減の1,229万円の計上でございます。

内訳は、目1. 国民健康保険診療収入360万円、目2. 社会保険診療収入28万円、目4. 一部負担金139万円、目5. その他の収入72万円、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入630万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度と同額の2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金は、前年度より93万4,000円増の1,349万2,000円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。

款4. 項1. 繰越金、並びに款5. 項1. 諸収入はいずれも、存目1,000円の計上でございます。

款7. 県支出金、項1. 県補助金は、目2. 設備整備費補助金9万6,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,590万円とするものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

242ページをお願い致します。

款1. 総務費、項1. 施設管理費は、前年度より8万1,000円増の1,836万1,000円の計上でございます。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、前年度より51万9,000円増の743万8,000円の計上でございます。

244ページをお願い致します。

内訳は、目1. 医療用機械器具費73万8,000円、目2. 医薬材料費670万円でございます。

款3. 項1. 公債費は、存目1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は、10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,590万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,590万円とするものでございます。

以上、議案第40号、並びに議案第41号、両議案を一括して、提案説明をさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第26、議案第42号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

上下水道課長（河田 数明）

議案第42号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書251ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、9億6,427万4,000円とするものでございます。

前年度に比べ7,470万1,000円、8.4%の増でございます。

第2条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

254ページをお開き下さい。

第2表地方債に、平成27年度に起こす地方債を記載しております。

限度額は、4億2,840万円としております。

再度251ページをご覧下さい。

第3条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の、借り入れの最高額を、4億円と定めるものでございます。

また、第4条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

258ページをお開き下さい。

まず歳入予算について説明を申し上げます。

款1. 分担金及び負担金は、前年度より49万4,000円減額の、83万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料は、前年度より875万2,000円減額の、2億8,391万円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より700万円増額の、1,030万円を計上しております。

款4. 県支出金は、前年度より152万円増額の、152万1,000円を計上し

ております。

款5. 繰入金は、前年度より7,521万3,000円増額の、2億3,829万6,000円を計上しております。

款6. 繰越金は、存目のみ1,000円を計上しております。

款7. 諸収入は、前年度より101万4,000円増額の、101万6,000円を計上しております。

款8. 町債は、前年度より80万円減額の、4億2,840万円を計上しております。

以上により、歳入合計を9億6,427万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

260ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より4,801万5,000円増額の2億350万3,000円を計上しております。

内訳は、項1. 総務管理費は11万4,000円増額の70万6,000円を計上。

項2. 業務管理費は4,790万1,000円増額の2億279万7,000円でございます。

262ページをお開きください。

款2. 下水道費、項1. 下水道費は、前年度より3,201万6,000円増額の7,867万1,000円を計上しております。

264ページをお開きください。

款3. 公債費、項1. 公債費は、前年度より533万円減額の6億8,210万円を計上しております。

この内、目1. 長期債償還元金は5億4,600万円、目2. 利子は1億3,610万円でございます。

以上により、歳出合計9億6,427万4,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,427万4,000円とするものでございます。

なお、266ページから270ページに資料といたしまして、給与費明細書、地方債現在高の見込みに関する調書を、掲載いたしております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第42号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第27、議案第43号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業予

算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第43号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、提案説明を申し上げます。

予算書271ページより、ご説明をいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,614万2,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について規定するものです。

それでは、歳入の事項別明細書によりご説明を申し上げます。

280ページをお開きください。

款1. 介護保険料は、前年度より7,700万円の増額で、4億5,580万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料は、前年度と同額の4万1,000円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より81万7,000円の増額で、4億7,918万8,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 国庫負担金で、3億5,843万6,000円を、項2. 国庫補助金で、1億2,075万2,000円を計上しております。

款4. 支払基金交付金は、前年度より432万1,000円の増額で、5億7,563万1,000円を計上しております。

款5. 県支出金は、前年度より1,644万9,000円の増額で、3億1,198万7,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 県費負担金で、3億344万1,000円を、項2. 県費補助金で、854万6,000円を計上しております。

款6. 財産収入は、前年度と同額の10万1,000円を計上しております。

282ページをお開きください。

款7. 寄附金は、前年度と同額の存目1,000円を計上しております。

款8. 繰入金は、前年度より1,362万5,000円の増額で、3億4,970万4,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 一般会計繰入金で、2億9,970万4,000円を、項2. 基金繰入金で、5,000万円を計上しております。

款9. 繰越金は、前年度と同額の存目1,000円を計上しております。

款10. 諸収入は、前年度より26万1,000円の増額で、368万8,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 延滞金、加算金及び過料で3,000円を、項2. 預金利子で、2万円を、項3. 雑入で、366万5,000円を計上しております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

286ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より513万1,000円の増額で、6,158万8,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 総務管理費で、3,459万4,000円を、項2. 徴収費で、540万6,000円を、項3. 介護認定審査会費で、2,117万7,000円を、288ページをお開きください。

項4. 趣旨普及費で、36万2,000円を、項6. 地域密着型サービス運営委員会費で、4万9,000円を計上しております。

款2. 保険給付費は、前年度より8,424万9,000円の増額で、20億3,654万1,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 介護サービス等諸費で、17億9,590万4,000円を、292ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費で、1億2,957万2,000円を、294ページをお開きください。

項3. その他諸費で、221万8,000円を、296ページをお開きください。

項4. 高額介護サービス等費で、3,176万6,000円を、項5. 高額医療合算介護サービス等費で、440万円を、298ページをお開きください。

項6. 市町村特別給付費で、存目1,000円を、項7. 特定入所者介護サービス等費で、7,268万円を計上しております。

300ページをお開きください。

款3. 財政安定化基金拠出金は、前年度と同額の存目1,000円を計上しております。

款4. 保健福祉事業費は、前年度より69万6,000円の増額で、819万円を計上しております。

款5. 地域支援事業費は、前年度より432万6,000円の増額で、5,074万2,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 介護予防事業費で、1,927万9,000円を、302ページをお開きください。

項2. 包括的支援事業・任意事業費で、3,146万3,000円を計上しております。

款6. 基金積立金は、前年度より1,792万1,000円の増額で、1,802万1,000円を計上しております。

款7. 公債費は、前年度と同額の3,000円を計上しております。

款8. 諸支出金は、前年度より15万円の増額で、55万6,000円を計上しております。

その内訳は、304ページをお開きください。

項1. 償還金及び還付加算金で、55万4,000円を、項2. 延滞金、及び項3. 繰出金で、存目1,000円を計上しております。

款9. 予備費は、前年度と同額の50万円を計上しております。

以上で、議案第43号の提案説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第28、議案第44号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君

住民課長（矢野 修司）

議案第44号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての、提案説明を申し上げます。

予算書311ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ3億2,960万円とするものです。

前年度に比べ、840万円、2.61%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

318ページをお願いします。

款1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より300万円増の2億5,080万円の計上でございます。

内訳は、目1. 特別徴収保険料1億7,020万円、目2. 普通徴収保険料8,060万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、昨年と同額の督促手数料

1万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は、前年度より5,47万2,000円増の7,753万7,000円の計上でございます。

内訳は、目1. 事務費繰入金1,740万1,000円、目2. 保険基盤安定繰入金6,013万6,000円でございます。

款4. 諸収入は、前年度より7万2,000円減の125万2,000円の計上でございます。

内訳は、項1. 延滞金、加算金及び過料2,000円、項2. 償還金及び還付加算金95万円、項3. 預金利子、存目1,000円、項5. 雑入29万9,000円でございます。

款6. 項1. 繰越金は、存目1,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を3億2,960万円とするものでございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

320ページをお願い致します。

款1. 総務費は、前年度より20万円減の421万1,000円の計上でございます。

項1. 総務管理費は、337万7,000円、項2. 徴収費は、83万4,000円の計上でございます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より862万円増の3億2,435万9,000円の計上でございます。

款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は、前年度と同額の95万円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は、前年度より2万円減の8万円の計上でございます。

以上により、歳出合計3億2,960万円を計上し、歳入歳出予算の総額を3億2,960万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第44号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第29、議案第45号、平成27年度多度津町水道事業会計予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

上下水道課長（河田 数明）

議案第45号、平成27年度多度津町水道事業会計予算について、提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は消費税込みとなっております。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量と致しまして、(1)月平均給水栓数は1万512栓で、前年度に対しまして56栓増となる予定でございます。

(2)年間配水量は333万5,000<sup>m</sup>で、前年度に対しまして7万5,000<sup>m</sup>減となる予定でございます。

年間配水量減の主な要因と致しましては、大口需要家の使用水量の減少とともに、一般家庭での節水意識の定着による使用水量の減少が予想されるためでございます。

それに伴い、(3)1日平均配水量は9,137<sup>m</sup>で、前年度に対しまして205<sup>m</sup>減となる予定でございます。

(4)主要な建設改良事業の配水設備工事費と致しまして、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事、消火栓新設及び移設工事などで、1億9,393万7,000円を計上しております。

次に第3条収益的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款水道事業収益と致しまして7億7,399万円を計上しております。

これは、前年度に対しまして1.5%、1,149万円の減額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項営業収益は6億9,718万1,000円を計上し、前年度に対しまして786万6,000円の減額となる予定でございます。

これは、年間配水量の減少に伴う水道使用料の減収を、見込んでいるためでございます。

第2項営業外収益は7,680万9,000円を計上し、前年度に対しまして362万4,000円の減額となる予定でございます。

これは、固定資産の減価償却に係る財源の収益化を計上する長期前受金戻入が、減額となる予定のためでございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用と致しまして7億4,630万9,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして3.2%、2,453万4,000円の減額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項営業費用は6億8,407万6,000円を計上し、前

年度に対しまして1,141万2,000円の減額となる予定でございます。

これは主に、減価償却費の減額によるものでございます。

第2項営業外費用は6,023万2,000円を計上し、前年度に対しまして829万円の減額となる予定でございます。

これは主に、企業債支払利息の減額によるものでございます。

第3項特別損失は1,000円を計上し、前年度に対しまして483万2,000円の減額となる予定でございます。

これは主に、地方公営企業会計見直しに伴う移行措置として、平成26年度にのみ過年度分の賞与及び法定福利費を計上していたためでございます。

第4項予備費は、前年度と同額の200万円を計上しております。

収益的収入及び支出の明細書につきましては、19ページから30ページに記載しております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款資本的収入と致しまして1億6,018万7,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして11.2%、1,609万1,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項企業債は1億5,500万円を計上し、前年度に対しまして2,500万円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事に充てるためのものでございます。

第2項工事負担金は518万7,000円を計上し、前年度に対しまして890万9,000円の減額となる予定でございます。

これは、消火栓新設及び移設工事に充てるためのもので、一般会計からの繰入でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出と致しまして3億9,931万5,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして0.3%、129万9,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項建設改良費は1億9,710万3,000円を計上し、前年度に対しまして20万4,000円の減額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事費、消火栓新設及び移設工事費並びに量水器購入費でございます。

第2項企業債償還金は2億221万2,000円を計上し、前年度に対しまして

150万3,000円の増額となる予定でございます。

以上の資本的収入及び資本的支出の予算計上によりまして、第4条に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,912万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,460万3,000円、当年度損益勘定留保資金1億6,097万2,000円、減債積立金4,000万円、建設改良積立金2,355万3,000円で補てんする予定でございます。

資本的収入及び支出の明細書につきましては、31ページから32ページに記載しております。

次に、2ページをお開きください。

第5条企業債でございますが、起債の目的は配水設備工事費、限度額1億5,500万円を定めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条一時借入金でございますが、一時的な資本不足を補うために、限度額5,000万円を定めるものでございます。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合につきまして、(1)営業費用と営業外費用との間において執行できることを定めるものでございます。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費と致しまして、(1)職員給与費は7,900万7,000円を計上し、前年度に対しまして269万3,000円の減額となる予定でございます。

また、水道事業管理者の(2)交際費は、前年度と同額の10万円を計上しております。

給与費明細書につきましては、6ページから10ページに記載しております。

第9条たな卸資産購入限度額と致しまして513万8,000円を計上し、前年度に対しまして17万4,000円の減額となる予定でございます。

これは、営業費用の各目の材料費と材料売却原価の合計額に消費税を算入したものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり資金期末残高は、5億1,769万3,000円の予定でございます。

次に、11ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、収益的収入及び支出の予算計上によりまして、1. 営業収益は6億4,584万

3,000円、2. 営業費用は6億5,752万7,000円ですので、営業損失は1,168万4,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,601万5,000円、4. 営業外費用は4,977万8,000円ですので、経常利益は1,455万3,000円の予定でございます。

5. 特別損失は1,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純利益は1,270万1,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億1,550万9,000円ですので、当年度未処分利益剰余金は5億2,821万円の予定でございます。

次に、12ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資本的収入及び支出の予算計上によりまして、資産の部1. 固定資産合計は73億4,579万9,000円、2. 流動資産合計は6億4,611万6,000円ですので、資産合計は79億9,191万5,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は30億2,686万1,000円、4. 流動負債合計は3億404万6,000円、13ページをご覧ください。

5. 繰延収益合計は18億4,489万4,000円ですので、負債合計は51億7,580万1,000円の予定でございます。資本の部、6. 資本金合計は22億6,076万1,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億3,465万7,000円ですので、剰余金合計は5億5,535万3,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は28億1,611万4,000円、負債・資本合計は79億9,191万5,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第45号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第30、議案第46号、多度津町立多度津地区公民館の廃止についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

それでは、議案第46号、多度津町立多度津地区公民館の廃止について、提案説明を申し上げます。

今回の提案は、「議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ

独占的利用に関する条例」に基づき、多度津町立多度津中学校改築に伴い解体される多度津地区公民館の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第46号、多度津町立多度津地区公民館の廃止について、提案説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第31、議案第47号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、岡部君

政策企画課長（岡部 登）

議案第47号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についての提案説明を申し上げます。

中讃ふるさと市町村圏基金を、平成27年4月1日をもって廃止することに伴う、財産の処分をすることについてでございます。

中讃ふるさと市町村圏基金条例、第2条第1項に規定する「基金の額」10億円及び、第4条に規定する「運用益金の処理」として運用から生ずる収益の内、基金に編入されたものについて、中讃広域行政事務組合規約、第13条に基づき、同規約、第11条第4項に定める割合に応じて、多度津町に返還されるものであります。

内容と致しましては、基金の額が1億899万円と、運用収益額604万9,983円、合計1億1,503万9,983円となります。

このことについて、地方自治法第289条の規定により、関係市町と協議の上、財産処分することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第47号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第32、議案第48号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、前原君

消防長（前原 成俊）

それでは、議案第48号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

今回の変更は、地方自治法の一部を改正する法律のうち、「協議会の設置」に関する条文を改正する規定が平成26年11月1日から施行されたことに伴いまして、「本規約」の関係部分を変更することにつきまして、「地方自治法第252条の2の2第3項」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

アンダーラインを引いた箇所が今回変更しようとする箇所です。

2ページをお開きください。

「協議会の目的」として第1条に規定されております根拠条文でありました従前の「地方自治法第252条の2第1項」が、今回の改正に伴いまして、「地方自治法第252条の2の2第1項」と条ずれを生じたため、所要の変更をしようとするものでございます。

1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この規約は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、議案第48号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてにつきましての、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第33、議案第49号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

上下水道課長（河田 数明）

議案第49号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成27年1月14日に開催されました全員協議会で報告をさせていただきましたとおり、平成26年12月24日付で、平成27年4月1日から準備協議会へ参加をする旨を、香川県広域水道事業

体検討協議会会長香川県知事宛てに回答したことから、広域水道事業体の設立のための連絡調整及び広域的な水道事業の計画の共同作成を行うため、地方自治法第252条の2の2第1項「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。」の規定により、議案のとおり規約を定め、香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置することについて、同条第3項「第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

尚、2ページの規約第3条に記載していますとおり、協議会を設ける団体は、香川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町となっております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第49号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第34、議案第50号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第50号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります中津栄一氏は、平成27年3月22日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、町内西白方652番地1にお住まいで、昭和26年1月13日生まれの64歳でございます。

また、氏は、人格、識見ともに優れ、税務行政に精通しておりますことから、委員に最適任であると考えております。

なお、任期は平成27年3月23日から平成30年3月22日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議したいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第50号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第35、議案第51号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第51号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります岩田弘毅氏は、平成27年3月22日をもって任期満了となります。

つきましては、その後任として新原正雄氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、町内北鴨一丁目4番8の30号にお住まいで、昭和24年9月25日生まれの65歳でございます。

また、氏は、元、町職員として、長年税務行政に携わり、固定資産の評価に関する識見を有し、人格高潔で委員として最適任であると考えております。

なお、任期は平成27年3月23日から平成30年3月22日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第51号についてを採決いたします。  
本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がされました議案で、議案第3号から議案第10号、議案第13号から議案第16号、並びに補正・当初予算に関連する議案第32号から議案第45号、議案第46号から議案第48号までの29議案を総務教育常任委員会に。

議案第1号及び議案第2号、議案第11号及び議案第12号、議案第17号並びに、議案第49号の6議案を建設産業民生常任委員会に。

各指定管理者の指定についての議案第18号から議案第31号までの14議案を、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会に。

会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、49議案を会期中の総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、及び総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了を致しました。

これにて散会を致します。

長時間、ありがとうございました。

散会 午後2時37分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 3 月 6 日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記